

令和3年 第3回定例会

宇検村議会会議録

令和3年9月13日開会
令和3年9月22日閉会

定例会

宇 検 村 議 会

令和 3 年第 3 回宇検村議会定例会

令和 3 年 9 月議会

令和3年第3回宇検村議会定例会会期日程

9月13日（月）開会～9月22日（水）閉会 会期10日間

日 次	月 日	曜 日	会 議 ・ 休 会 ・ その他
第1日	9月13日	月	本会議（開会・一般質問）
第2日	9月14日	火	本会議（議案審議）
第3日	9月15日	水	決算審査特別委員会
第4日	9月16日	木	決算審査特別委員会
第5日	9月17日	金	休 会
第6日	9月18日	土	休 会
第7日	9月19日	日	休 会
第8日	9月20日	月	休 会
第9日	9月21日	火	現地視察・常任委員会・全員協議会
第10日	9月22日	水	最終本会議

令和 3 年第 3 回宇検村議会定例会

第 1 日

令和 3 年 9 月 13 日

令和３年第３回宇検村議会定例会会議録
令和３年９月１３日（月曜日）午前９時３０分開議

１．議事日程（第１号）

○開会の宣告

○日程第 １ 会議録署名議員の指名

○日程第 ２ 会期の決定

○日程第 ３ 諸般の報告

○日程第 ４ 行政報告

○日程第 ５ 一般質問

６番 吉 永 常 明 議員

２番 壽山 新太郎 議員

１番 倉 本 富 夫 議員

５番 肥 後 充 浩 議員

○散会の宣言

１．本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	倉 本 富 夫 君	2 番	壽 山 新太郎 君
4 番	海 原 隆 家 君	5 番	肥 後 充 浩 君
6 番	吉 永 常 明 君	7 番	喜 島 孝 行 君
8 番	杉 浦 治 俊 君		

1. 欠席議員

3 番 保 池 穂 好 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 松 井 学 君 書 記 楠 田 綾 香 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長	元 山 公 知 君	企画観光課長	辰 島 月 美 君
副 村 長	植 田 稔 君	教育委員会事務局長	松 元 五 月 君
教 育 長	村 野 巳代治 君	建 設 課 長	高 田 浩 志 君
総 務 課 長	原 田 俊 昭 君	住民税務課長	柳 百々代 君
保健福祉課長	保 枝 力 人 君	産業振興課長	栄 平四郎 君
会 計 課 長	小 松 洋 仁 君		

△ 開 会 午前９時３０分

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまから、令和3年第3回宇検村議会例例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、海原隆家君、肥後充浩君を指名します。

△ 日程第２ 会期の決定

○議長（杉浦治俊君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月22日までの10日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

会期は、本日から9月22までの10日間と決定しました。

△ 日程第３ 諸般の報告

○議長（杉浦治俊君）

日程第3、諸般の報告を行います。

私の諸般の報告は、お手元にお配りしてあります報告書のとおりです。お目通しをお願いしたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

△ 日程第４ 行政報告

○議長（杉浦治俊君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○村長（元山公知君）

皆さん、おはようございます。令和3年6月定例議会報告後の行政報告を行います。皆様のお手元にお配りしているとおりでございますが、主だったものを報告いたします。

6月7日、郵便局との包括的連携協定締結式を、役場会議室で行いました。

6月27日、第1回やけうち子世界自然遺産博士講座開校式が元気の出る館であり、出席しました。

7月17・18日、第62回大島地区大会女子バレーボール競技が宇検村総合体育館であり、選手団を激励しました。

7月25日、大雨で河川反乱を想定した防災訓練を、全集落を対象に行いました。

7月26日、世界遺産委員会のパブリックビューイングが奄美市であり、世界自然遺産登録を祝すと共に、その様子を世界へ発信しました。

8月2日、離島行政懇談会が鹿児島市であり、出席しました。

8月13日、ふるさと納税を活用した自然遺産応援プロジェクトが奄美市であり、出席しました。

8月15日、宇検村戦没者追悼式をやけうちの里で行いました。

8月20日、行方不明者捜索の対応と関係機関の連携を協議する会を、役場会議室で行いました。

8月30日、世界自然遺産について、沖縄との地域連絡会議がオンラインであり、出席しました。

8月31日、名瀬測候所に依頼し防災気象情報取得研修会を、元気の出る館で行いました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

これで行政報告は終わりました。

△ 日程第5 一般質問

○議長（杉浦治俊君）

日程第5、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

○6番（吉永常明君）

皆さん、おはようございます。第3回定例会に当たり、一言、所見を申し上げたいと思います。新型コロナウイルスの収束の見通しが見えない中、本村においては奄美大島12町村の中で感染者が1人も発生していないというのは、村民一人一人の日ごろより対策に気をつけておられると思います。誠に感謝申し上げます。本年度も村主催の全ての行事が中止になり、楽しみにしていた村民には残念であります。そしてまた、7月26日に奄美大島・徳之島・沖縄島北部・西表島が世界自然遺産登録に認定され、今後、観光客が増えていくと予想され、官民一体での対策が必要だと思えます。

それでは、通告に従い、一般質問をしていきます。

まず、防災について。去年も同じような質問をさせていただきましたけど、各集落の防災無線について、何集落か非常に聞きづらいという話も伺っています。そこら辺の対策について伺いします。

2点目に、秋の長雨シーズンに入ってきました。各河川の対策について伺っていききたいと思います。

3番目に、県道、河川との接している手すり等の対応について、伺いをしたいと思います。

次に、道路整備についてです。一つ、屋鈍曾津高崎線の工事契約内容について伺っていきます。

次に、入札についてです。現在、村が発注されている工事入札方法の変更の考えはないか伺っていききたいと思います。

次に、先ほど行政報告の中にもありました屋鈍海岸についてですけれども、ここ何年かで数名の行方不明者が出て、大きな問題になっています。今後のあり方について当局の考えを伺っていききたいと思います。

あとは通告席にて質問させていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの吉永常明君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

吉永議員のご質問にお答えします。

まず、防災についての1点目、各集落の防災無線について伺うとのことですが、防災無線の屋外については、悪天候や劣化によるケーブル断線などの要因で、聞き取りづらい時間帯や場所があるなど、様々な障害にその都度修繕対応を行っています。屋内については、FMうけんラジオを利用し、大雨や台風情報を強制的に放送に割り込み、情報を伝えています。通常の行政情報は、ラジオ番組にコーナーを設け、職員が当番制で伝えています。かつての戸別受信器に替わるものとしてラジオで放送してきましたが、ラジオの電源を入れておくのが前提となりますので、台風接近時にはラジオの電源を入れておくように、改めて周知を心がけ、呼びかけてまいります。それでも屋外スピーカーは、悪天候のときには音声聞き取りづらい場合があると、豪雨で被災した市町村の多くで課題となっているのが現状であります。本村に合った情報伝達手段の多重化、多様化に取り組んでいかなければならないと考えています。現在、自動で起動する防災ラジオの検討に入っています。

次に、2点目の秋の長雨に備えて、河川対策について伺うとのことですが、村としましては、令和2年度から緊急浚渫推進事業を活用して年次計画を立て、各集落の河川土砂の取り除きを行っています。また、緊急自然災害防止対策事業で、河川の護岸改修を実施しています。今後もこの事業を利用し、河川災害防止につなげていきたいと考えています。

次に、3点目の県道、河川等の腐食している手摺り等の対応について伺うとのことですが、県道につきましては、大島支庁瀬戸内事務所で管理しています。巡回点検の実施や第3者からの情報提供

を受け破損状況を把握し、カラーテープ等を巻いたりして、危険場所がわかるようにしています。

県単独の安全施設整備事業の予算を確保し、優先順位の高い方から取り換えをしているところです。村管理河川である手摺については、集落からの要望書や建設課の点検などで場所の把握をしており、手摺が落ちたりと危険箇所についてはカラーテープ等を巻いたりしています。

今後、予算を確保しながら整備をしていきたいと考えています。

次に、道路整備についての、屋鈍曾津高崎線の工事請負内容について伺うとのことですが、屋鈍曾津高崎線の工事は、令和2年度の繰り越し工事で2工区発注し9月3日に完成検査が終了しました。工事内容についてですが、山側に側溝を布設し、現道の土砂を舗装構成成分掘り下げ、路床仕上げ後、転圧し路盤材を2層に分けて敷き均し転圧をします。その後、乳剤を散布しアスファルト合材を敷き均し転圧をして工事完成になります。

次に、入札についての村発注の工事入札方法変更の考えはないかとのことですが、現在、村の工事発注方法については、指名競争入札での発注がほとんどで、今後は、電子入札での入札方法に移行する考えで準備を進めています。また、現在の本村の土木工事については、工事金額に関係なく村内の7業者を指名している状況です。入札参加資格の格付け(ランク)制度の導入についてですが、この制度は、ランクによる建設業者の棲み分けを行い、事業の規模・能力に応じた工事を発注させる制度で、そのランクに応じて発注できる金額が決まってきます。ランクが高ければ高いほど良いと言う訳でなく、高いランクを取ることで、下位の工事を受注できなくなる可能性もあります。

公共工事の発注機関としては、客観的事項の評価として、経営事項審査の結果を基に評価が行われたり、主観的事項の評価として、具体的な工事の性格、地域の実情等の目的などに基づいて、それぞれの判断で評価したりしています。

業者としては、高いランクを取れば良いということではなく、どの規模の工事を受注したいかで目指すランクを検討することになります。この格付け(ランク)制度については、今後、県の指導を仰ぎながら検討していきたいと考えています。

次に、屋鈍海岸についての屋鈍海岸の今後のあり方について伺うとのことですが、目の前に枝手久島を臨み、透明度の高い水質や、多くのサンゴや生き物が生息する美しく豊かな自然をもつ屋鈍海岸は、多くの方に愛され、観光名所となりつつあることはとても喜ばしいことです。一方、訪れる利用者の増加や不適切な利用により、自然環境の保全や地域住民の生活に影響が出ており、持続的な利用を進めるための課題も浮き彫りになってきています。不適切な事案に対し、その都度、集落民が主導となり、サンゴ保全啓発のポスター掲示や、ウミガメの産卵場所の見守り、清掃等を行い、環境保全に努めておられることに、深く感謝申し上げます。屋鈍海岸の自然環境の保全には、利用・保全ルールを決め、来訪者に協力していただくことは必須であると考えています。

現在、近隣町村の事例を参考に、海岸ルールや集落ルールの作成を模索検討しております。また先般の屋鈍海岸行方不明者の発生、搜索の事案を踏まえ、今後、予想される村内の山や海におけ

る行方不明者の対応に関し、必要な事項を定めるため、関係機関と協議を行い、「宇検村行方不明者の捜索活動実施要綱」（案）も作成し、捜査本部と活動体制の確立を図ってまいります。

屋鈍海岸を含め、宇検村の豊かな自然環境や地域の文化的景観が維持され、地域内外を問わずすべての人たちが快適にかつ安全に海や海岸を利用していただけるよう努めてまいります。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○6番（吉永常明君）

まず、防災無線について、ちょっと課長にお話ししておきます。前回、去年の2回の6月の定例会で同じような質問をさせてもらい、その中で課長の答弁の中で、現在、7集落ほどから聞きづらいという話を聞いていますと。今後、集落の区長さんと話し合いをしながら対応させていただきますという答弁でしたけど、その後、その話し合いとか、持たれたことはあるんですかね、。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。その件につきましては、区長会にたびたび出席しまして、直接、聞きづらいところのことを伺っております。そして、その都度対応するということで答えておりまして、昨年中は2021年中でございますが、2月に部連、4月に久志、あと芦検、佐念、阿室、石良と、年間ですね、6件ほどですね、不都合、聞き取りづらいとかいう報告があるたんびに対応して、修繕対応で行っております。区長さんからですね、そういう情報を伺うように心がけております。

○6番（吉永常明君）

先ほど課長のほうの答弁で、何集落か聞いて対応しているということなんですけど、具体的に聞きづらい、防災無線をどのように直したというか、対応されたんですかね。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。2月の部連公民館についてはケーブル断線修繕、久志のほうもケーブル断線修繕ですね。あと、マイクの線路の修繕、芦検のほうはマイクの修繕、佐念、阿室はマイクと電源の故障への対応、阿室は電源障害、石良はアンテナ調整、このように行っております。

○6番（吉永常明君）

そのような対応をしていく中で、さっき言われた集落については、今は問題ないということですか。実際、やっぱり聞いてみたら、まだ防災無線がなかなか聞こえないという集落も何件かあると思うんですけど、そこら辺はどうですか。

○総務課長（原田俊昭君）

この防災無線の聞き取りづらはさは、去年の6月の議員からの質問の際にも、悪天候による場合とかもございますということで対応しております。ですけども、いろんな、この件につきましては、平成30年の7月豪雨で、全国の市町村ですね、聞き取りづらかったということで、いろんな報告もありまして、国のほうも対応しております。そういった中で、やはり防災無線の聞き取りづらはさは

特に悪天候の場合とかですね、窓を閉めたら聞きづらいとかありますので、対応していかなければならないと思っております、村としましては、まずは答弁でも申しておりますが、ラジオのほうでとにかく強制的に割り込んで伝える。そして、強制的に割り込むのは台風、大雨が近づいたときが主ですので、その前から伝えるためには、自動で起動するラジオとかも、最近は出てきております、その点も国から示す資料等にもございまして、そこら辺も検討していきたいと考えております。

○6番（吉永常明君）

村長の答弁の中に、現在、自動で起動するラジオを考えているという答弁がありましたけど、全体の質問の中でも、防災に関して国の総務省のほうでも、そういう防災ラジオがあるということで、各地方の自治体には進めていくというような質問をさせてもらったんですけど、実際、本村においても、やっぱり近年大雨で、やっぱり本村、だいたいトタン屋根が多いので、なかなか聞きづらいですね。大雨の最中に防災無線で避難指示を出されても、ほとんどの人が多分聞き取れないというふうに聞いています。まして、本村においては高齢者も多い。そういう中で、この防災、自動で立ち上がる防災ラジオはぜひ必要だと思うんですよ。全戸に配るといったら、なかなか大変なんで、やっぱりそこら辺は各集落の区長と話しながら、各集落でも全戸が聞けないわけじゃないですよ。何戸か聞けないわけですから、やっぱりそういう聞き取り調査なんかもして、やっぱり対応していったらどうですかね。

○総務課長（原田俊昭君）

実際、現在、聞き取りづらい、ラジオが聞き取りづらい集落の一部のお宅にはですね、実際、防災ラジオを付けてございます。そうやって今も対応してございますので、その付けているラジオは、こちらから緊急で流したら自動で立ち上がる防災ラジオになっておりますので、そういったことを踏まえまして、聞き取りづらいところには防災ラジオを検討していきたいと考えております。

○6番（吉永常明君）

近年の災害を見たときに、いつ、何どき、どこでこういう大きな災害が起きるか分かりませんので、ぜひそういう聞きづらい防災無線がある地区におきましては、やっぱり起動で立ち上がる防災ラジオ等を必要だと思いますので、ぜひ前向きに検討して、早急に対応していただきたいと思います。

次に、河川の対策についてですけれども、それも何回もこの場で質問をさせてもらっています。今回、当初でも河川の処理、残土処理については、何個か川が当初に上がったと思うんですけども、そこら辺の川の撤去事業というのは、今、何カ所進んでいるんですか、課長。

○建設課長（高田浩志君）

お答えをいたします。この緊急浚渫事業なんですけど、令和2年度から行っております。令和2年度が生勝川、名柄川、部連川、宇検川をしております、今年度は阿室川と芦検大浦川、須古川を実施して、全て撤去をしておる状況であります。

○6番（吉永常明君）

今、今年度予定の奴は全部撤去されたということですけど、それ以外に各集落からはあがっていませんか。

○建設課長（高田浩志君）

現在上がっている、何河川かでできております。

○6番（吉永常明君）

予算も伴うことなんでしょう、やはりこういった集落から希望があるやつは、できるだけ速やかに対応していただきたいと思います。さっきの防災無線の話じゃないですけど、近年の大雨を見たら、想定外の雨が降っているわけですね。その中で、やはりやるところをきちんとやって、未然に災害を防ぐということも大事じゃないかというふうに思っていますので、対応のほう、よろしくお願いしたいとおもいます。

次に、道路整備についてですけれども、屋鈍曾津高崎線が令和2年度発注分で2工区発注をされていると思います。その中で、村長の答弁の中に9月3日に完成検査を済ましているというふうに答弁されましたけれども、私、認識不足かどうか知りませんが、工事契約するときには、今まではよ、ちゃんと舗装まで終わって完成だというふうに思っているんですよ。多分、そういう契約をしていると思うんですけども、今回、1工区は答弁にもあるように、上層部分だけやって、あと舗装の分が残っていますよね。やっぱりそれってどこが悪いのか知らんけど、契約とは異なっているんじゃないかと思うんですけど、そこら辺、どうですか。

○建設課長（高田浩志君）

お答えいたします。この工事なんですけども、令和2年度から令和3年度の繰越工事で実施しました。議員おっしゃったとおり、当初契約では1工区、2工区とも舗装全て路盤を敷いたところ、全て舗装をかけるという契約で進んでおりました。当然、その契約をして施工のほうに移っていくわけなんですけれども、どうしてもその工事の中で不具合が生じた場合には、当然設計の変更とかも生じてきております。今回、1工区、2工区、2工区で発注をしまして、当初は今、道路台帳を基にですね、その幅員、幅と延長を出して、当然、舗装構成分を掘り下げて契約しているんですけども、その施工の中で、どうしても土質状態が悪い場所が出てきまして、1工区につきまして、屋鈍側のほうが1工区なんですけれども、そこに当初、その悪い場所を解消するためには、路盤の厚みをですね、10cm余計に掘り下げてしないといけない。そしてまた、1工区の西古見のほうでは、舗装の勾配が急勾配なので、どうしてもその当初の計画しておった密粒度アスコンという合材をギャップ舗装ということで舗装の勾配がきついところは、そのギャップ舗装を使用しなければならない、そういう、施工中にいろんなことが出てきまして、どうしても1工区の舗装の分、側溝は360m入れたんですけども、その360m全てをですね、舗装することができなくなったということで、その舗装の分は今年度の令和3年度のほうで早期に発注、今月中に発注する考えであります。以上です。

○6番（吉永常明君）

結局、それって最終的に舗装をしようとしたときに、予算が足りないですよということでそういうことになったのか。途中で分かっていたら、ある程度、じゃあ、360mを300mにして工事を進めるという手もあったんじゃないんですか。

○建設課長（高田浩志君）

その施工の中でなんですけども、当然、2工区発注しているんですけども、1工区のほう、西古見側のほうが先にもう工事のほうが進捗が進んでいまして、もう路盤材まで敷いていたんで、そこはもう全部仕上げる形でした。当然、そのもう一つの工区に対しては、変更するお金も決まっていますし、どうしてもそこを舗装することができなかったという形です。それにつきましては、交通量の少ない林道とかですね、そういうところでは、今の言った乳剤、舗装の前に路盤仕上げた後に乳剤を撒いてしばらく置いて、その後に舗装をするという方法もありますので、その辺の変更につきましては、県のほうと設計審査をして、こういう形で進めたいんですけどという了解をもらってですね、変更もしている状態なので、とにかく今月の末には次の工区を発注しますので、早急に舗装を完成する考えであります。

○6番（吉永常明君）

課長、ごめん、今、県の伺いをどうのこうのというのは、あれは村道ですよ。県の許可とか、なんか、そんなのが必要なんですか。

○建設課長（高田浩志君）

すみません、お答えします。今、県の許可とか、そういう話をしたんですけども、これ、許可じゃなくて、国の補助事業を導入している関係で、当然、発注する前には県の審査を得て発注しております。次にまた変更内容が生じた場合にも県の審査をクリアしないといけないということで、その辺は県のほうと綿密な打ち合わせをしながら設計変更もしているところであります。

○6番（吉永常明君）

さっき課長の答弁の中で、令和2年度でできなかった1工区の舗装の分については、令和2年度の今期の予算の中からそのときに発注してやるという話ですけども、それによって、じゃあ、令和3年度は工事を、要は令和2年と令和3年、同じ金額が予算があって、令和3年度の分を令和2年度に使うということは、令和3年度の分は、要は工事区間が短くなるということよね。

○建設課長（高田浩志君）

令和3年度の舗装延長は短くなります。

○6番（吉永常明君）

工事の村道ですから、やっぱり工事を発注させるのは村なので、やっぱり村の皆さんは、偉いんだから、もっと業者に強くなって、もっと強い気持ちでやったらどうなのかというふうに思うんだけど、そこら辺、どう。

○建設課長（高田浩志君）

業者に強くとかいう話じゃなくて、それは当然、中身はきちんとしたうえで、要するに道路を造

るからにはきちんとした道路を造らないといけない。排水対策もきちんとしなきゃいけない。車を通したら、すぐあちこち穴が空いてしまうという道路じゃいけないわけですから、その辺はきちんとした設計の基準を入れながら、きちんとした施工管理を私どももしているところであります。

○6番（吉永常明君）

僕の言い方がちょっと間違っただけで、ごめんなさい。そうした中で、やっぱり決まった工事期間と決まった金額で、やっぱりその年度年度で収めるのが工事契約の基本だと思っていますので、そこら辺はやっぱりもう一度、しっかり肝に銘じて発注するなり、施工業者に強くそれを伝えて、工事を進めていくべきかなと思います。それによって、結局今の曾津高崎線、これ迂回路ですけど、やっぱりその分において工期が長くなるわけですね。なるべく村道なんかも、早く早くやっていきたいという中で、そういうことが生じているので、やっぱりきちんとやるところはやるように、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、入札についてなんですけれども、これも非常に、僕自身これを出したときに、難しい問題かというふうに思っています。

現状の宇検村の道路工事とか、公共事業を考えたときに、宇検村建友会7業者あるわけですね。7業者で、今、県の仕事というのはほとんどが砂防で、道路工事はほとんどないですね。平田区間が今、橋梁の橋桁が終わって、今、県の道路工事がほとんど新規の事業がないわけですよ。そうした中で、宇検村の7業者が生きていくためには、今後、生きていくためには、やっぱり今のその入札方法でいいのかなと、そういうふうに不安なんです。というのは、やはり大きい業者、大きいとか小さいとかいうのはどうか分かりませんが、やっぱり重機を持っている、人も多いところなんかで、今の村の公共事業の中身を見たときに、本当、この宇検村7業者が、これから先やっていけるかなというふうに、すごく先々が不安なので、今回、こういう質問をさせていただきました。そうした中で、やっぱり県との絡みもあるので、なかなか難しいと思うんだけど、やっぱりその入札方法、例えば、ランク付けがいいのか、金額で分けるのがいいのか、ちょっとこれ、非常に難しい問題などあると思うんだけど、やっぱり村としてもそこら辺は、今後7業者が村内で事業をし、生活していくためには必要かなというふうに思って、今回質問させていただきました。この入札の、村で発注される入札の金額でのランク付けと言ったらおかしいかな、金額での入札の方法とか、そういうのは課長、どうなんですか。

○建設課長（高田浩志君）

お答えいたします。当然、ランク付けにしますと、例えば、Aランクの会社、Bランクの会社を分けたときに、当然、どの金額で、これ、金額以上をするのかという、設計金額によりましてどの金額をそのA、Bのその棲み分けをですね、するかという、やっぱり金額の話は当然出てくると思います。その中で、今、7業者指名競争しているんですけれども、当然、先ほど言われる、どれがAなのか、Bなのか、会社は分かりませんが、小さな従業員のところが、ちょっと高いような1,500万円以上とか、そういう取るケースも出てくると思います。当然、逆にAの会社がAの高いラ

ンクの会社がBの1,500万以下の工事を取るケースも出てくるわけでありまして、その辺をちょっと調べたんですけど、2年度はこれは実績なんですけど、41件入札をしております、1,500万以上の工事が16件、1,500万円未満が25件あります。当然、Aの大きな会社も、その1,500万以下の工事を入札しております。いろんな想定ができるんですけども、今までちっちゃな金額も取っていた会社がですね、そういう棲み分けをすることによって、自分の地元の集落の工事とか、校区の工事、それにもう参加できなくなったりもするというような状況も、逆に想定されるので、ここはちょっと慎重にですね、建友会等とも協議しながら慎重に考えていかなければならないと考えております。

○6番（吉永常明君）

課長の答弁もよく分かります。本当にこれは慎重に考えていかなければならないと思うんですけども、現状、宇検村の中身というか、事業を見たときに、やっぱり今は小さな会社というか、少人数の会社が工事を受けて、大きい会社が下請にする。その逆も当然あるわけですけど、それって見たら、非常に不思議なわけですね。何で重機も人もいない会社が、仕事を取れるのか。それもやっぱり村は平等にということで、そういうふうになっていると思うんだけど、そこら辺はやっぱり今後、やっぱり建友会などと、やっぱり話をして、やっぱり方向を、やっぱり考えていくべきじゃないかなというふうに思うんだけど、建友会との話なんかは、したことあるんですか。

○建設課長（高田浩志君）

お答えします。これにつきましてはですね、今年は6月の1日に建友会のほうに案内をしまして、建友会から14名参加しております。建設課のほうでいろんな協議をいたしました。その中でも議題として、このランク付けの話も、当然、建設のほうから建友会に話をしたんですけども、建友会からは現在においてはランク付けして割り振る工事の件数も少ないと思うので必要ないと考えるところの回答はいただいております。以上です。

○6番（吉永常明君）

非常に難しい問題とは思いますが、やっぱり宇検村の7業者が、今後生きていくためには、やっぱり何か工夫が必要だと思いますので、ぜひ検討を、前向きに検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、屋鈍海岸について、ちょっと質問をさせていただきます。屋鈍海岸については、平成30年に一遍質問をさせてもらって、そのころ屋鈍海水浴という名前であって、海水浴場の場合は、もし事故があったときには村の責任にもなりかねないということで、それから今の屋鈍海岸というふうに、多分名称を変えたと思うんですね、船越もそうなんですけど。今回、この答弁もありますように、行方不明者が出てひと騒動あって、その3年か4年前にも、また観光客が行方不明になって、救急車を要請した件なんですよね。その中で、一遍、前の村長のときに、屋鈍海岸も海水浴にして、監視員を付けたらどうですかという話をしたときに、いろんな経緯とかも絡んでくるんで、ちょっ

と難しいというような話を答弁をされていました。だけど、今回のように、そういう行方不明者が出たときには、大勢の方がやっぱり捜査にあたっているわけですよ。役場職員もそうですし、消防団員もそう、漁協関係もそう。そういう人なんかの、結局、費用弁償というか、その日当のことを考えたら、ただ夏休みの間2カ月ぐらいの監視員を雇って、ちゃんと海水浴と区域を分けてというのも、考え方によってはいいのかなというふうに思うんですけど、そこら辺どうですかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

屋鈍海岸は集落の生活圏内にあるので、かなりこういう事故などがあつたら集落民の方が心配をしたり、迷惑を被るという、そういう事案だと思います。今回の捜索の事案があつた後に、行方不明者の捜索の対応等ということで、連携を図る会合を行っております。海上保安庁であつたり、警察であつたり、役場関係、消防関係という関係で、漁協もですね、連携を組ながら、どういうふうな対応をしていくか。そして、それに捜索に掛かる費用はどうするのかという、そういう詳しい協議にも入っていて、ルールづくりという要綱の案も出来上がっております。こういう決まり事を設定することで、観光客に対しても、そのルールを守っていただくという注意喚起を促せるものだと思います。浜であつたり、海であつたりという部分では、みんなが平等に楽しく、またルールを守って、責任を持って利用していただけるという、そういう基本の下、監視員を宇検村が経費を持って、そこを利用してくださる皆さんに責任を持って対応するというのも、この小さな宇検村ではなかなか難しいんじゃないかなという、そういう気がいたします。大島本島内で監視員を置いているのがタエン浜と名瀬の大浜ですね。あやまる岬の何か、プールというか、そこも期間的には監視員を置いているみたいなんですけれども、何かあつたから監視員を置くとかではなくて、利用していただく人たちの注意喚起という部分であつたり、責任を持って自分たちで利用していただくという、その重きを置いた方法で、そういう事案には対応していければと考えています。

○6番（吉永常明君）

海岸と名を打ったら、海岸で事故があつたら、これは基本的に自己責任なんですよ。そういう意味で、どの海水浴場も海岸という名前に変更したと思うんですけども、結局、宇検村、タエン浜もそうですけども、海水浴場って、基本というか、普通、都会なんかの海水浴場は、ちゃんと入場料を取って、監視を付けてやっているわけですよ。宇検村の場合はタエン浜もそうですし、屋鈍の海岸もそうなんだけど、シャワーも使い放題、トイレも使い放題、そうした中で見たときに、世界遺産もなり、今後、コロナが収束したら観光客も非常に増えると思うんですよ。そうした中で、やはり海水浴を利用する人から、金額は幾らずつとか別として、やっぱりお金を取って、やっぱり監視員を付けてやっていくのも方法としてありかなというふうに思うんですけど、そこら辺はどうですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

内地からみえる方が、ああ、シャワーはただなんだとか、そういう驚かれる方もいらっしゃいます。確かに観光客が増えることによって、地元にもメリットがないと、観光が産業にならないといけ

ないという部分があると思います。屋鈍に関しては、今、いろんなお店が出て、来島された方たちが利用するという、だんだんちょっとそういう観光に対しての産業化が生まれてきているんじゃないかなという、そういう気がいたします。今、シャワーにしても、おトイレにしても、こちらのほうが管理をして、皆さんに無料で利用していただいているというところがあるんですけども、今から世界自然遺産登録がかなって、ちょっとコロナ禍でちょっと出足が鈍ってはいるんですが、観光客が増えるに当たって、無料の部分と有料の部分と、民間の方の産業化が生まれて、そこで収益が出るという、そういう仕組みが自然と出てくると思います。あまり管理費の部分でお金がかかるようでしたら、シャワーを温水に変えて、そこにはちょっとお金を発生させていただくとか、そういう展開も考えられるんですけども、今のところはこういう状況で進めて、様子を見ながら進めていければと思っています。

○6番（吉永常明君）

さっき課長も、村長の答弁の中にも、先ほどの水難事故について、いろんな消防を含め協議をされているんですけど、それについては、遭難者が出た後の対応についてどうのこうのという話をしているみたいなんですけど、そうじゃなくて、遭難者を出ないためにどうしたらいいかという話を、やっぱり考えていくべきかなと思って、なぜ、屋鈍の海岸でそういった遭難者が続いて2名も出たのかというふうに考えると、結局、屋鈍の海岸の場合は、海岸があって、ちょっと沖に行ったらリーフがあるんですよね。リーフがあって、リーフにサンゴ礁があって、やはりそれを見るために、みんなシュノーケルで、結構沖まで行っているんですよ、かなり沖まで。そしたら、シュノーケルを使っている人って、大体ずっと下を向いて泳いでいるんで、ぱっと見たときに方向が分からなくなるんですよ。それで大体、ぱっとあわてて、自分がどこに行っているかというので、全体、今回の前の観光客は、もう全然方向が分からなくて、自分は裏のほうにいました、阿室川のほうの海岸に。多分、今回のこの人も、事情聴取した人の話を聞いてみたら、やっぱりこの人もずっと下を向いて泳いでいて、気がついたら、もう流されていたみたいな話なんですよ。だからやっぱり、そういうところを考えたときに、やっぱりある程度きちんと区画をしてやるべき、遭難防止をするために、やっぱりやるべきかなというふうに思うんですけど、そこら辺は課長、いかがですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

事故の発生を未然に防ぐというのは、とても大事ですので、そういう部分ではルールづくりがとても大事かと思います。観光客、今はリピーターもかなり多いかと思いますが、初めて来島される、初めて利用される方々に対して、そういうルールというのを発信できるような場所というのが、今度新しく観光拠点の建設が始まっているんですけども、そちらを拠点に啓発という部分では力を入れていく予定にしています。

○6番（吉永常明君）

屋鈍の海岸なんかを見たら、ほとんどがレンタカーなんです、もう奄美のナンバーはなくて、ほとんどレンタカーということは、もうほとんど観光客が多いと思うんですよね。やっぱりそうした

中で、さっきの話じゃないけど、観光客というのは観光地に行って、海水浴だったら海水浴に行って、お金を払うのって普通に、何とも感じないというか、普通だと思っているんですよね。やっぱりそういうのでは、やっぱりさっき課長が言ったように、やっぱり観光を産業にしていかなきゃならないし、そういう面では、やっぱり海水浴場があって、シャワーがあって、トイレも使い放題になったら、やっぱり今後、やっぱり入場料を取っていくというのも、やっぱり考えの一つとしてはありじゃないかなと思っていますので、そこら辺も検討しながら、やっぱり観光客が楽しく過ごせる場所を提供するのが、やっぱり行政側も、やっぱり我々も責任があるかなというふうに思っていますので、そこら辺の対応もきちんと庁舎内で検討して、やっぱり対応を今後考えていただきたいというふうに思います。

ちょっと時間が早いですけど、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

これで、6番、吉永常明君の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、壽山新太郎君。

○2番（壽山新太郎君）

場内の皆様、おはようございます。令和3年第3回定例会にあたり、一言所見を申し上げます。さて、デルタ株の蔓延により全国で感染拡大の第5波が広まりを見せる中、当奄美大島でも8月中旬以降、感染者が急増し、主に徳之島や喜界町などで医療体制が逼迫している事態となったところであります。一方、明るい話題としまして、世界自然遺産登録決定につきましては、コロナ収束後の宇検村の発展へ希望の光を差し込んだことであり、また、先月埼玉県で開催されました全国中学校バレーボール大会において、朝日田検中男子バレー部が全国大会ベスト16に入り、コロナで大変苦しい暗い状況の中、宇検村民にとって明るい話題でもあったところだとあります。コロナでまだまだ大変な状況下ではございますが、村民の皆様におかれましては、今後とも感染予防を徹底し、この難局を村民一丸となって乗り越えて行ければとおもっております。

それでは早速ですが、通告に従い、4点について一般質問を行います。

まず1点目に、福祉関連事業者に対する今後の対応についてでございます。福祉事業者は本村の高齢者を支える重要な業務であり、今後、更なる高齢化により利用率が高まり、サービスの向上、重要性が求められるが、今後の課題として介護スタッフの高齢化及び人員不足等が懸念されるところでございます。併せまして、収支状況等も大変厳しい福祉関連事業者に対しまして、村として今

後、何らかの支援策を講じるべきではないか、お伺いをします。

次に2点目に、防災対策についてでございます。

1項目めに、全国で消防団のなり手が不足する中、本村においても若干ではございますが、欠員の分団が見受けられ、また、出入りの激しい分団も見受けられますが、村としての対応策は。

2項目めに、各集落に設置しております自主防災組織と消防団の連携について、村の対応策は。

3項目めに、各種災害時における村民に対する情報伝達、発信について、村はどのような対応、取り組みを行っているのか。

4項目めに、土砂災害危険箇所の点検、確認、整備については、どのような対応、取り組みを行っているのか、お伺いをします。

3点目に、コロナ対策についてでございます。

1項目め、本村の8月末におけるワクチン接種進捗状況は。

2項目め、未接種者に対する対応策は。

3項目め、3回目接種に関する村の対応見込は。

4項目め、本村でコロナ感染が出た場合の対応策について、お伺いをいたします。

最後に4点目ですが、農業振興についてお伺いをします。

1項目め、タンカンブランド化について、村当局は今後、どのような取り組みを行っていくのか。

2項目め、遊休農地の現状及び今後の有効活用策や発生防止、解消に向けた具体的な対応策は。

最後に、宇検村農協選果場利用について。農協と一体となり、農家のために有効活用できるよう村として何らかの対応策を講じるべきではないか。

以上でございますが、あとは通告席にて再質問いたします。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの壽山新太郎君の質問に対して、答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

壽山議員のご質問にお答えします。

まず、福祉関連事業者に対する今後の対応についての、福祉事業者は本村の高齢者を支える重要な業務であり、今後、更なる高齢化により利用率が高まり、サービスの重要性が求められるが、今後の課題として、介護スタッフの高齢化及び人員不足等が懸念される。合わせて収支状況も厳しい福祉関連事業者に対し、村として今後、何らかの支援策を講じるべきではないかとのご質問ですが、まず、介護スタッフの高齢化及び人員不足についてですが、地域包括ケアシステムの構築・深化・推進には、それを担う介護人材の確保が重要ですが、全国で介護人材の不足が深刻化しているのが現状であり、また2025年以降は介護の担い手の減少が顕著となることも予想されているため、介護人材確保は喫緊の課題となっています。

そのため、本村の高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の中でも、介護人材確保についてはうたっています。本村において、必要となる介護人材の確保に向け、国や県と連携し、処遇改善、

新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等のための方策を推進します。具体的には、村内の各介護事業所に現状と課題、それに伴う事業所の採用予定計画や不足しているのはどういった人材かなど、ヒアリングを計画しています。そしてその結果に基づき、地域ケア推進会議等においてさまざまな関係機関の代表を交え、ご意見を伺いながら、それに応じた必要な研修等の支援を行っていきます。

また、元気な高齢者の方々を人材として、介護事業へ参画していただく就労支援等も併せて行っています。

次に、収支状況等の厳しい福祉関連事業者に対し、村として今後、何らかの支援策を講じるべきではないかとのご質問ですが、今後、福祉関連事業者に対し収支状況等を含めヒアリングを行い、事業者に寄り添った支援をできるよう方策を講じてまいります。具体策としては村の新規委託事業を受託してもらうことや、現在も行っていますが、鹿児島県の事業の補助金として介護事業所等サービス継続支援事業や介護サービス I C T 導入事業、また介護職員人材確保対策事業などの紹介を行っていきます。

次に、防災対策についての1点目、全国的に消防団のなり手が不足する中、本村においても欠員の分団が見受けられ、出入りの激しい分団も見受けられるが、村としての対応・対策はとのご質問ですが、消防団のなり手不足は、確かに全国的な問題であり、総務省消防庁は強い危機感をもち、昨年12月から「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、今年4月に消防団員の処遇改善に向けた必要な措置をまとめた消防長官通知を発しました。

内容は、実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の団員個人への直接支給の徹底や、運営費の適切計上などです。本村の消防団員数は、現在定員92名に対し1名不足の91名であります。現在のところは、定員不足が常態化していることはありませんが、今後も消防団員の皆さんには地域の消防防災体制の中核的役割を果たしていただきたいとの願いから、消防長官通知を踏まえ出動報酬と費用弁償を今回予算計上させていただきました。

世界的な気象災害により、消防団の活動が地域において存在感を増す中、団員不足が継続的な活動の大きな負担とならないよう引き続き支援してまいります。

次に、2点目の各集落に設置している自主防災組織と消防団の連携について、村としての対応・対策はとのご質問ですが、今年の、防災訓練は初めての試みで、警報級の大雨による河川氾濫を想定して実施いたしました。一番の目的が自主防災組織と消防団の連携による高齢者等の避難誘導支援でありました。避難支援にあたっては、支援が必要な人の情報を共有することが重要であり、今回の訓練に際しては各集落でそれぞれ話し合いをもたれたと聞いています。また、この機会に自主防災組織の組織図を改めて見直し作成された集落もあるようです。

今回は河川氾濫を想定しましたが、話し合いにより大雨時の影響範囲を広くとらえ、結果的に533人が公民館に避難しました。自主防災組織と消防団の連携の賜物と考えています。今後も、より連携を意識した防災訓練や研修会を行い、連携した活動のうえにも自主的な早めの行動を促していけ

るように努めてまいります。

次に、3点目の各種災害時における、村民に対する情報伝達(発信)について、村はどのような対応・取り組みを行っているのかとのお質問ですが、基本的には、「とにかく早めに警戒を呼びかける」ことを、心がけています。夜中の警報が予想される場合には、昼間風雨が強くなくても避難を呼びかけることにしており、村内全戸にチラシを配布し早めの行動について周知しています。それでも風雨が強くなった場合は、防災無線の屋外スピーカーが聞き取りづらくなるので、ラジオへの強制割り込み放送で情報伝達いたします。その際は、ラジオの電源を入れておくことが前提となりますので、台風大雨前には早めに周知を図ってまいります。それと、緊急放送の際に自動で起動する防災ラジオの導入も検討して参ります。

次に、4点目の土砂災害危険箇所(急傾斜区域・土石流発生区域・砂防ダム等)の点検・整備について、村はどのような対応・取り組みを行っているのかとのお質問ですが、土砂災害警戒区域等については、土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき鹿児島県で土砂災害の発生の恐れがある土地の調査を行い区域指定し、宇検村長宛で基礎調査結果の通知を受け公表し、住民への説明会を実施しています。

危険区域においても、特別警戒区域(通称レッドゾーン)警戒区域(通称イエローゾーン)に分けられています。整備については、各集落からの整備だったりしますが、用地等も事前調査したうえで県と協議をしながら順次整備していきたいと考えています。

施設の点検については、管理者(県・宇検村)で点検をしている状況です。

次に、コロナ対策についての1点目、本村8月末におけるワクチン接種進捗状況はとのお質問ですが、5月10日から接種を開始し、8月末までのワクチン接種率は、村全体で1回目接種が85%、2回目接種が79.6%となっており、内訳としては、65歳以上の高齢者の接種率は1回目接種が87.9%、2回目接種が85.7%、12歳から64歳までの接種率は1回目接種が82.3%、2回目接種が73.8%です。

次に、2点目の未接種者に対する対応・対策はとのお質問ですが、新型コロナワクチン接種については、強制ではなく、あくまで本人の意思に基づき接種を受けていただくものであります。今後、接種を検討される方につきましては、近隣市町村のワクチン接種センターと連携を取りながら、一人でも多くの方への接種を進めていきたいと考えています。個々の理由により、接種をしたくてもできない方もおられます。接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないよう、村民への周知を図ってまいります。

次に、3点目の3回目接種に関する村の対応見込みはとのお質問ですが、3回目接種について、国からの通知も来ておらず、現段階で接種の有無について答弁することはできませんが、通知があったときには、迅速に対応したいと考えています。

次に、4点目の本村でコロナ感染者が出た場合の対応・対策はとのお質問ですが、村民の皆さんのご理解ご協力により、幸い本村において現在感染者は発生しておりませんが、近隣市町村では、連日感染が発表され、本村においてもいつ発生してもおかしくない状況下だと考えられます。コロナ

感染者が確認された場合は、県が所管する保健所に連絡が入り、その感染者が陰性になるまでは主に保健所が対応します。そして、陰性となれば、自宅などで元の生活に戻りますが、陰性になった後も体調不良等で日常生活に支障が発生するケースもあり、その相談や生活支援に対応する体制を整えています。

次に、農業振興についての1点目、タンカンブランド化について、村は今後、どのような対応・取り組みを行っていくのかとのご質問ですが、昨年度2月から「うけんブランド確立事業」として事業を実施し、タンカンのブランド化を進めています。名瀬朝戸の選果場にて光センサー選果機で委託選果された品質「良」以上のタンカンに対して、村独自でデザインしたダンボール箱の配布、委託選果を行った際の選果手数料の助成、そして、1kg当たり100円のブランド確立協力金を助成しました。今年度も昨年度と同様の内容で実施する予定であり、ホームページで公告を行っています。「奄美大島産・宇検村産のタンカン」としてのブランド確立のためにも、光センサー選果機を利用し、島外等へ出荷する事が肝要と考えていますので、委託選果だけでなく、共同販売へ出荷されたタンカンに対しても選果手数料の助成を行い、朝戸選果場の光センサー選果機の利用促進を進めていく計画です。

次に、2点目の遊休農地の現状及び今後の有効活用策及び発生防止や解消に向けた具体的な対応・対策はとのご質問ですが、本村の遊休農地の現状としまして、再生利用が可能な遊休農地は、26.8haで、昨年と比較すると0.6ha減少している状況です。

今後の有効活用策についてですが、前回の議会においても述べているとおり、個人ではなく、生産組合での営農、遊休農地の管理を促し、その活動に対して簡易な農地整備事業を合わせる事で、各校区での遊休農地解消、増加防止につなげる。また、農地中間管理機構と連携し、担い手の農地集積や、高収益作物への転換を図るほか、集団営農での栽培技術の統一による、地域全体の農作物の品質向上も図りたいと考えています。

発生防止や解消策についてですが、他県で行われている優良事例等を参考に、今後、地域に即した取り組みを検討して、解消に努めていきたいと考えています。

遊休農地は、各地域で問題になっており、作物を作る担い手があつてこそ、計画的な農業施策が行われ、解消につながると考えます。今後も、農業委員会、農政担当課、関係機関と連携を図り、担い手の育成、遊休農地の解消に努めていきたいと考えています。

次に、3点目の宇検村農協選果場利用について、農協と一体となり、農家のために有効利用できるよう村として何らかの対応策を講じるべきではないかとのご質問ですが、この施設は、昭和62年度に花き集出荷施設として建設した農協所有の施設となっています。現在、農協選果場の利用状況としまして、2月から3月タンカンの集出荷、12月から1月と、5月のかぼちゃの選果・集出荷場として時期的な利用が行われています。また農協の資材置場等として一部利用され、その他、役場所有の冷蔵・冷凍庫を、水産関係の一時保管庫として、利用しています。

その他、今後の利活用については、農協より意見等を聴取し、未利用期間の活用方法について、

検討していきたいと考えています。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○2番（壽山新太郎君）

まず初めにですね、福祉関連事業に対する今後の対応についてでございますが、鹿児島県がですね、令和元年12月に出しております介護サービス事業所実態調査報告書ですか、そちらが去年の12月に、令和元年度に報告書をまとめているんですが、村当局としては、この県が出しております報告書とかを把握しておりますでしょうか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。申し訳ありませんが、把握しておりません。

○2番（壽山新太郎君）

これはですね、調査の目的としまして、先ほどからありますとおり、少子高齢化に伴う本格的な人口減少社会におきましてですね、今後ますます介護に従事する人材の不足が予想されますよというところで、鹿児島県内事業所約5,000事業所にですね、人材受け入れに対する実態意向調査を把握しまして、今後の介護従事者の確保、定着に向けた取り組みを推進する基礎資料として活用することを目的とした実態報告書でございます。内容につきましてはですね、全項目20項目ほどありまして、例えば、正規・非正規職員の人数、人員の確保だとか、人員確保状況については不足しているのか、充足しているかの確認。不足している場合は、その原因は何か。また、人材確保に向けた今後の取り組みは何かとかですね、あと人材不足に対しまして行政、市町村に対して、何か要望することはないかとか、そういったのがですね、主な調査の事項でございます。

その調査結果につきましてはですね、大まかに言いますと、人材確保状況につきましては、県全体で不足しているというのが3割弱との調査結果でございます。人材不足に対して行政に要望するとの調査事項ではですね、県全体で平均水準の控除支援を要望する声が、約半分以上の61%となっている状況でございます。この状況を踏まえてですね、先ほど村長からも答弁があったみたいに、今後、そういう各事業所に対して、現状と課題をですね、ヒアリングを計画しているというご答弁でございましたが、こういったですね、報告書、実態調査みたいなのを、宇検村としましても事業所は少ないんですが、そういう福祉関連事業者に対して実態調査をですね、して村独自でそういった調査を行いまして、現状把握をしたり、今後の介護従事者の確保、定着に向けた取り組みを、村としてもぜひ推進すべきであると思いますが、そこ辺りはいかがでしょうか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。本村におきましても、60歳以上の高齢化率が8月末時点で44.5%と、非常に高い状況であります。今、壽山議員がおっしゃったように、福祉事業者に対する実態調査等を行いながら、今後の宇検村としての介護保険事業に関して生かしていけたらなと考えております。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

私はですね、今回、まず初めにですね、社会福祉協議会さんのほうに、いろいろ今の現状や今後の課題についてお話を伺ったところでございます。社協さんはですね、今、正規職員が7名、非正規職員が13名の計20名で、いろんな高齢者及び地域福祉活動の障害者自立支援活動とかですね、各種ボランティア育成事業、そして一番メインであります介護保険サービス事業等のですね、多くの事業を行っているんですよ。正直、私、聞き取りしたんですけど、この事業の多さには大変びっくりしたところでございまして、中にはなかなか忙しくてですね、休みが取りづらいとか、疲労が蓄積しやすいとの声も聞いているところでございます。社協以外にもほかの福祉関連事業の職員からですね、よく聞く話で、人員不足というのが強く感じているようでございます。特に、人員不足によりまして仕事のキャパがですね、多すぎという、いわゆるキャパオーバーというやつなんですけど、キャパオーバーだという話をよく聞きます。職員の皆さんがですね、そういうことを感じていても、なかなか職場には言いづらいというのが実態だと思います。そして、あとはですね、いやになってやめていくということで、結果、宇検村の福祉事業が衰退していく状況にもなりかねませんので、そういう職員のですね、声があることについて、村当局は実態調査はしないということなんですけど、そのことにつきましてはどういうふうに思われますか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

実際、人材不足ということは耳にしたことがございます。村といたしましても人材を確保するためにはですね、まず資格等の取得のために研修代とかを補助できたらいいのかなという考えはありますが、こちらで考えるイメージとしまして、村内で研修会、講習会が開催できましたら経費も削減されますので、そういうことも検討したいと考えております。

また介護に関しましては、きつい、汚い、危険とかいう3Kとかいうイメージを持っている層が多いと聞いております。そういうのをイメージをですね、介護の一人一人の職員が負担が下がるような感じで、人材を確保できたらいいなと考えております。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

それとですね、先ほどの収支決算状況の件でですね、村長のご答弁の中で、今後、収支状況の厳しい事業者に対しましては、今後、村としても支援策を講じていきたいというご答弁でございましたが、この社協さんによりますとですね、かなりぎすぎすの状況で収支しているところでございます。大体村からの運営補助金が720万ほど交付されていると思いますが、実態はですね、人件費をほかの事業から補填してですね、人件費の一部を事業費等へ回したりとかして、何とかですね、経営を乗り越えている状況なんですよ。また、令和2年度はコロナの補助金収入等があった関係上、決算は実質黒字ではございましたが、令和3年度につきましては、このような突発的な収入は見込めないというところから、かなり厳しい決算になるとの話でございました。限られた職員の中でですね、多くの事業をこなしている職員でございます。決算が赤字だと、どうしてもやる気がなくなってですね、結果、宇検村の福祉事業もおろそかになることが危惧されますので、ぜひですね、対応のほ

うをよろしくお願ひしたいと思ひます。

こういった状況を踏まえてですね、将来の福祉事業を見据えた中で、村として人権費等の補助の上乗せ等もですね、必然的に必要であると思ひれますが、そこ辺りはいかがお考えでしょうか。

○村長（元山公知君）

さきほどのいろいろと答弁の中で、その福祉事業者、今、議員が社協ということでおっしゃったので話させてもらうんですけども、社協にはですね、我々が補助金を出していることで、収支状況等、その都度、毎年、聞き取り等、またどういう状況かというのは報告を受けながら、我々もまた社協さんに、例えばその人員の確保が厳しい、例えばいろいろあると、やはりどうしてそれが厳しいんですか、今現在必要な職員数は何名ですか、そういうのをまたきっちり出すような、協議をしているのが事実でありまして、ですから、いろいろまた問題も、いろいろ以前からもありまして、やはりたくさんデイサービスが、利用がたくさん多かったときには、それは収入もたくさんありました。ですから、我々のほうからの補助といい、また向こうで職員がどんどん増やしていくことになったんですけども、それがデイサービスを利用者が少なくなるにつれ、確かに収入も減りますよね。そうすると、今までこの人数でしていたデイサービス、人数が、利用者が少なくなっても、またその人数は残っていると。だから、そこはちょっといろいろ改善できないのかなという、いろいろ協議しながらですね、今、進めているところです。ですから、実際、どういふ原因で今の収支が厳しい状況になっているのか。風呂のまた状況もあります。利用者のやっぱり、少ないんですけど、風呂は村民のやっぱり福祉向上のためにしっかりとまた解放しなければいけないというもありながら、そこをまた、社協さんの収支と切り離すのかどうかとか、そういうものも以前より協議しているところですので、その点をご理解いただきたいと思います。

○2番（壽山新太郎君）

村長、よろしくお願ひします。社協さんに伺った話で、センター事業ですか、センターの中のホールがなかなか収支がなかなか厳しいという話も聞いております。今回、コロナで風呂が止まっている状況で、そういう燃料代とか、そういうボイラーが壊れたときの修繕費なんかは、村のほうから出しているという話を聞いておりますので、そういう具合を見ながらですね、赤字が出ないということじゃないですけど、村当局と一緒にしていければと思います。

先ほど課長のほうからありましたとおりですね、これも自分からの提案というか、その受験費用の補助の話がありましたけど、瀬戸内町ではそういう事業をやっているんですよね。Uターン者に対する資格取得事業育成ですか、事業資金というのを瀬戸内町はもうやっているんですよね。宇検村は今、キャリアアップ助成金ですか、あれは単年度事業の資格を取った後に金を出すという流れなんですけど、そういった今のやっているやつをバージョンアップでもしてですね、今、瀬戸内町がやっている事業みたいに、今、例えば内地で勉学に励んでいる大学生とか専門学生者を踏まえて、また、Uターン者に対してですね、仕事に必要な、そういう資格取得費用、例えば保健事業で言えば介護福祉士の免許とか、そういったのを助成するシステムづくりが非常に大事だと思いますが、

そちらあたりはどう思われますか。

○村長（元山公知君）

今、助成制度もですね、先ほど課長からの答弁でもありましたように、研修費の助成とかあったんですけど、やはり、それもやはりルールづくりでしっかりとしていけないといけないのがありまして、ある事業所からの話を聞きますと、その資格をする費用を出して取らせるんですけども、取ったとき、すぐもう辞めて別の施設に行くとかですね、そういうふうな事例もありますので、そういうことがないように、我々としてはしっかりとその助成を出すようにするではするで、協議しながら、でもやはり、出す方向でしっかりと検討していきたいと思っています。

○2番（壽山新太郎君）

ぜひともですね、そういう仕組み作りを徹底していただいて、将来の宇検村を支える方々に対しての対応、取り組みのほうをぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に、防災対策についてでございますが、今、定員92名に対して1名減の91名、これはたぶん生勝分団ですかね、だと思いますが、その今、欠員が出ている分団に対して、これから台風シーズンとか迎えると思いますけど、欠員している分団に対しまして災害の対応が万全なのかどうかというのは、どう思われますか。

○総務課長（原田俊昭君）

この台風シーズンの活動とかですね、やはりこの人数がいても、そのときに村内にいないと活動できないとかいうのも出てきますので、やはり団員は定員を満たしてですね、おらないと通常の活動はできないと考えています。村としてもですけども、各分団、定員不足になりそうときにはですね、それぞれでその地域で活動できる人材を、それぞれで今確保をしているような状況であります。また、村としましても、そういう活動をそれぞれの分団の活動をですね、応援して、団員定員不足にならないようにしていきたいと考えております。

○2番（壽山新太郎君）

確かに今、課長がおっしゃったとおりですね、欠員が出たら、その各集落の中で補充をしているのが現状だと思います。確かにそういうような現状なんですけど、例えば湯湾分団とか、芦検分団のように、若干30代とか、40代の方の人口がですね、多い集落につきましては、ある程度すぐ補充はできると思いますが、中にはやはり人口が少ない、例えば集落の分団で欠員が出た場合には、なかなか補充するのがですね、非常に困難だと僕は思います。全国的に見ても消防団は年々減少していまして、先ほどありましたとおり、総務省の消防署の中でもですね、団員の減少に危機的な状況と強調しまして、前回の我々同僚議員からもありましたとおり、団員の報酬の問題とか、そういったのがですね、やはり早急に必要というのが総務省の考えでもございますので、やはりそういう小さな集落で欠員が出た場合の補充については、各集落に完全に任せるのではなくてですね、そういう報酬も今回上がりましたよとか、そういう消防団のイメージアップにもつながってきますので、そういったのを村としてもですね、大々的にやはりPRをする必要があると思うんですよね。

そこ辺りはどうお考えでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

今、国のほうで、本当、処遇改善が必要と言うことで、全国に通知しておりますが、それを受けて、早速村としましては団員の処遇改善ということで、今回、報酬費用弁償の予算を計上させていただいておりますが、そういった点につきましても、やはりPRしていく必要があると思います。消防団をこれだけ村もPRして、処遇改善に取り組んでいますということを伝えてですね、消防団が積極的に入れるような体制を取っていききたいと思います。

そしてまた、年齢の件がでましたけれども、島内5市町村ございますが、定年制がないのが奄美市とこちらで、あとは定年制があるようでございます。そういった面でもですね、村としましてはそういった制度を設けてございませんので、活動できる団員は積極的に活動していただきたいということで、今後もPRをしていきたいと思います。

○2番（壽山新太郎君）

ぜひですね、各集落には20代から40代に限らずですね、60代の方でも元気でばりばりの方もいらっしゃると思いますので、そういった方々に対しましてそういうPRのほうをですね、村としてよろしくをお願いをしたいと思います。

次に、自主防災組織との連携についてでございますが、この前、先月の8月に防災情報の研修会があったんですが、こういった研修は、過去には消防団と自主防災組織の連携を深めた、過去にはそういった研修とか、実施した経緯がございますでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

こういった研修会、消防団単独でとかは過去にはあったと思いますが、今回は消防団と区長さん、自主防災組織を意識したですね、メンバーに集まっていたいて、気象情報をなるべく早く取り入れて、村からも広報しますけど、自主的に動ける体制を作りたいと思って、今回その防災情報の取得研修会というのを行いました。今後はですね、やはりそういった自主防災組織との連携を意識した研修会を積極的に進めていきたいと思います。

また、今月もですね、23日ですか、自主防災組織と消防団との研修会も計画してございます。

○2番（壽山新太郎君）

ぜひですね、その消防団と自主防災組織の研修等につきましては、最低でも年に1回でもいいですし、していただきたいと思います。自主防災組織というのはですね、それぞれの集落の活動でございいますが、そういった研修会とか、連携を深めていけばですね、村内の集落とか、一つの同じ目標に向かって統一するという意味でもですね、大事なことだと思いますので、それによって村民全体が防災意識が高まっていくのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

あと、確認なんですけど、各集落大きな集落もあれば小さな集落もありますが、その自主防災組織の規約とかありますよ、例えば、業務や、その役割分担とか、そういったのは各集落で作っているのでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

この自主防災組織の組織図ですか、そういったのは各集落で、以前も作った経緯があります。ですが今回、新たにいろいろ取り組みをしております、また見直して、去年もですね、作ったというところを聞いておりますので、各集落でその規約については備えている状況であります。

○2番（壽山新太郎君）

各集落で作っているということなんですけど、それはそれで作成はいいと思いますが、やはり村としましてはですね、何か基本的な自主防災のそうした規約とか、ルールとか、そういった統一を図る意味でもですね、基本となるやつのルールづくりとか、そういう規約をですね、作っていただければ、集落のほうもそれに見合わせて、いろんな役割分担とか、そういうのが作れると思いますので、ぜひ村としまして、そういうベースみたいなやつをですね、作っていただければありがたいと思います。

次に情報伝達につきましてですが、こちらにつきましては、先ほど同僚議員から同じような質問がありましたけど、FMラジオによる伝達やら、自動的にスイッチが入る、それは先ほど答弁がございましたけど、この前参加したその情報伝達研修会ですか、その中で、携帯アプリのききくるというのがあって、端末機にダウンロードして、いろんな防災情報を一目でわかる最新情報をですね、気象庁が出しているやつなんですけど、そういったのをパンフレットを気象庁からいただいて、全世帯に配布するとか、そういったことは、活用を促す意味でですね、そういったのができないか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（原田俊昭君）

先ほどの測候所をお願いして開いた研修会もですね、早め早めの情報取得でもって、自助・共助、自分たちでですね、早目に動くということを意識して研修を行いました。そういった意味で、村民の皆さんにもこういった情報を早めに取得して動いてもらうように、やっぱりそういった周知はしていかなければならないと考えています。

○2番（壽山新太郎君）

ぜひですね、今、IT、インターネット社会でございますので、そういうのが活用できれば、皆さん、若い世代がそういった情報を得て、高齢者の方はなかなか携帯とか、アプリとか、使えませんで、若い方がそういったのを情報取得してですね、高齢者の方々にいち早く声掛けもできると思いますので、ぜひですね、対応のほうをよろしくお伺いしたいと思います。

次に、そういうネット社会で、いろいろな情報が入ってきますけど、各集落の避難場所につきましては、公民館や小中学校が指定されておりますけど、避難時において最新の防災気象情報をですね、常に把握できるように、避難場所へのWi-Fi等の設置とかはできないか、ちょっと聞きたいと思います。

○総務課長（原田俊昭君）

今、その避難所ですね、における防災情報の取得ということでございますが、一応ですね、

W i - F i ではなくてテレビですか、停電になってもアンテナからの情報があればテレビから情報を得られますので、各学校とか調べてですね、実際、その情報を得られるように今進めております。W i - F i とかなりますと、また使える人も限られてきますので、まずはテレビをどこでも見られるようにですね、今進めているところです。後々は情報の伝達においていろんな多重化、多様化、いろんなパターンで伝えていかなければならないと思いますので、そのW i - F i のほうも後々は検討に入らなければいけないと思います。

○2番（壽山新太郎君）

ぜひですね、検討をお願いをしたいと思います。先ほど同僚議員からもありましたとおり、災害というのは予想だにしない災害がですね、毎年のように起きております。今言いたみたいに、インターネットが普及している中でですね、そういう情報を收拾するのは一番大事だと思いますので、いろいろ予算の面等もあると思いますが、ぜひですね、対応方をお願いしたいと思います。

ちょっと時間がないので、次にコロナ対策についてお伺いします。接種率がですね、かなり、65歳以上の方が2回目接種85.7%、12歳から64歳までが2回目73.8%ですか、大変、大和村に引き続きすごい進捗の状況だと思います。コロナの接種につきましては、村当局の素早い対応、また医療従事者を含めてですね、村当局の担当課職員の皆様のご尽力のたまものだと思っております。心よりですね、敬意を表します。実際、私も集団接種を受けましたが、接種会場では感染予防策も徹底されておりまして、接種から退場までスムーズに段取りよくですね、実施されておりまして、本当に医療従事者並びに宇検村役場職員ですね、団結力というのを強く感じて、心強く思ったところでございます。引き続き3回目接種に関する情報とか、また国にほうは発表しておりませんが、そういう情報がですね、出来次第、先ほど村長の答弁からもありましたとおり、情報があり次第、結構、段階的に村民のほうには情報の提供をですね、をお願いをしたいと思います。

次にですね、ワクチン関係でございますが、本村でコロナが出た場合の対応対策というところでございますが、こちらにつきましては、宇検村はまだ1人も出てないということでございますけど、陽性者が出た場合には基本的に保健所の対応となるということでございますが、陰性になった場合に2週間ほどの自宅待機となります。今、特に流行っておりますのが家庭内感染でございますので、もし陰性で濃厚接触者に該当した場合、家族ぐるみですね、やはり2週間、家のほうで待機となると思いますが、特に宇検村の場合は商店も少ないですし、特にそういう買い物とかですね、濃厚接触者になった場合の2週間の買い物とか、そういう食料等調達ですか、そういったのも課題になってくると思いますので、そういった、もし濃厚接触者に該当した場合の対応マニュアルみたいなのをですね、作ってほしいんですが、そこ辺りはいかがでしょうか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えいたします。県のほうではですね、9月3日付けですね、新型コロナウイルス感染症自宅待機者への生活支援についてという通知が来ております。その中では、県のほうが食料品とか、衛生品を自宅に配達するというふうになっております。これに関しても、あくまでも感染した方になっ

ております。それで、濃厚接触者に関しましては、そういう県のほうからの通知は来ていませんので、村といたしましても電話連絡等をいたしまして、必要な食品はないかなどと連絡を取り合いながら、自宅のほうに届けるような形をしたいと考えております。

○2番（壽山新太郎君）

ぜひですね、そこ辺りは本当に対応していただきたいと思います。このデルタ株というのは感染力がすごく強くてですね、誰にでも感染する驚異的なウイルスでございますので、万が一、村内でそういった事例が、今からもしかしたら出てくるとも思いますので、村民の命を守ることがですね、万全の対策をしていただきたいと思います。

最後に、農業振興についてでございます。最初のタンカンブランド化についてでございますが、令和3年度の村長の施政方針の中でも、宇検ブランド確立事業の展開によりですね、選果手数料の助成とか、出荷用段ボール等の提供、あとブランド協力金の助成ですか、そういったのをやるというような施政方針でございましたが、去年の実績は去年の実績なんですけど、今年令和3年度、タンカンは2月ぐらいから始まると思いますけど、そういう委託選果をした場合の品質のよいA、一番いいやつですか、よい以上のタンカンに対して、村独自で段ボールの助成を配布するということがありますけど、今、令和3年度のそういう需要見込みとか、そういったのはまだ出ていないでしょうか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

お答えします。ブランド確立による販売拡大や村外へのPR、農家個人への生産意欲、栽培管理の意識の向上を狙うために、このブランド協力金をやっております。令和2年度は前回の議会でも答弁したとおり、宣伝不足によりなかなか農家の方が集まらなかったというのが事実でありまして、令和3年度もまだどれだけいくかということは分かっておりませんので、できるだけ村の方にPRをして、出荷できる、利用していただける方を増やしていきたいと考えております。

○2番（壽山新太郎君）

先ほど課長からも令和2年度も周知不足でとありましたけど、本当に農家の方々から、そういった事業が本当にあるのかと、知らない声も本当、あるんですよ、実際ですね。ですので、どういった形で周知していくのか、そこ辺り、どんな感じなんですかね。令和3年度、先ほど周知していくと言いましたけど、どのような形で、例えば、集めてやるとか、ホームページ上ですとおっしゃっているんですけど、具体的なPR方針だけ教えてください。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

今現在しているのが、ホームページでPRしているのと、あと村の広報紙、11月にまたPRする予定です。それとあと、タンカン等の栽培の講習会等がありますので、そちらのほうでもPRしていきたいと考えております。

○2番（壽山新太郎君）

最後にですね、農業振興は専業農家、認定農業者の方々への支援はもちろんでございますが、兼業農家とか、庭先でちょこっと農業されていらっしゃる方々もいっぱいいらっしゃいます。そうい

ったですね、方々に対してもサポート体制、助成金措置とかですね、そこを強く強化していただきたいと思いますよ。中には、芦検の若手なんですけど、ちょこっとタンカンとか、パッションなんかをしてみたいという若者もですね、結構いらっしゃるんですよね。だけど結局、畑がない。畑を借りたいけど誰に言ってもいいか分からないとか、農業委員会があるんですけど、そういった声もいっぱいあるんですよ。いわゆるタンカンブランド化するためにはですね、やっぱり、村長の答弁でもあったんですが、そういった庭先農家とか、専業農家じゃなくて遊び感覚でもですね、していく若い世代の育成強化もですね、担い手ですか、非常に僕は大事だと思っているんですよ。やっぱり、若いそういった興味を持たすことが、非常に将来、農業のためにはいいのかなと私は思っております。自分もまだ農業に関しましては素人ですが、そういったですね、やる気のある若い世代もいっぱいいます。私の同窓でパッションをやっている子もいるんですけど、そういった専門的な若い方をリーダーとしてですね、そういう農業をしたい方も意見などを集めながらしていきたいと思いますので、そういった若者に対する助成をですね、ぜひ検討していただきたいと思います。

時間が来ましたので、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（杉浦治俊君）

これで、2番、壽山新太郎君の質問を終わります。

暫時休憩します。

午後の再会は1時10分とします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時10分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、倉本富夫君。

○1番（倉本富夫君）

皆様、こんにちは。令和3年第3回定例会一般質問に先立ち、一言所見を申し上げます。7月26日に奄美徳之島世界自然遺産登録が正式に決定となりました。これまで協力していただいた関係者並びに住民の皆様へ、深くお礼を申し上げます。また今後も世界に誇れる奄美の自然を守るために、引き続きみんなで協力して盛り上げていきたいなと思います。

では、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、チップ工場跡地についてです。現在、原木を溜め置きしていますが、出荷や加工は行うのでしょうか。また今後の動向を教えてくださいたいと思います。

次に、世界遺産観光等についてです。一つ目に、希少野生動植物のパンフレットを宇検村発刊で見やすくできないかです。国と県、奄美野生生物保護センターで発刊していますが、湯湾岳周辺の

動植物も載っていますが、一部しか載っていないので、写真付きでもう少ししっかり分かりやすくできないかなと思いました。

二つ目に、体験観光多目的施設の進捗状況はどこまで進んでいるのかをお伺いしたいと思います。

三つ目に、観光客が多くなると思われるが、今後の受入体制はという質問です。現在、コロナ禍で外出が控えられていますが、コロナが落ち着いてきたら宿泊やレジャーなど、今以上に増えると思われますので、今後の受入体制はどう考えているのかをお伺いしたいと思います。

四つ目に、観光客増加に伴い、海・山の遭難事故に対しての行政の対策はどうやっていくのかというのを伺いしたいと思います。

これより先は通告席にて再質問させていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの倉本富夫君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

倉本議員のご質問にお答えします。

まず、チップ工場跡地についての原木の出荷や加工は行うのか。また今後の動向はとのご質問ですが、現在、奄美市名瀬の有限会社畠納開発が原木の集出荷場として使用し、一部をあまみ大島森林組合が、マキ及び公共用資材の加工場として利用しています。

今後の予定について、来月上旬より、奄美産木材流通促進協議会が七ツ島バイオマス発電所へ、バイオ燃料として、原木のままトレーラ台車に積み込み、陸上輸送にて名瀬港へ運搬し、貨物船にて鹿児島県の谷山港へ出荷、また、鹿児島県から帰りのトレーラ台車にバークを積み込んで、不足している堆肥の原料を試験的に搬入する計画もあり、今後も、集出荷体制を整備し、販売を強化していきたいと報告がありました。

次に、世界遺産・観光等についての1点目、希少野生動植物のパンフレットを宇検村発刊で見やすくできないかとのご質問ですが、今年度7月26日に念願の世界自然遺産登録が決定され、期待や喜びと同時に、希少野生動植物や自然景観の保護に向けて、地域全体の取り組みの重要性を認識しているところです。

様々なパンフレットやポスターや図鑑が発刊されている中、議員がおっしゃる、見やすくわかりやすいものという点は、啓発や環境学習の際、活用するにあたって、とても大切なポイントであると思います。過去、奄美大島自然保護協議会が、「奄美大島自然保護ガイドブック」を保存版として発行し、宇検村内も全戸配布した経緯があります。

このパンフレットは、希少野生動植物の、国・県・市町村指定別の掲載や、カラー写真での動植物の掲載、希少種の保護と外来種対策について説明等の記載もあり、内容が充実したパンフレットとなっています。在庫もまだあるため、資料提供の依頼があった際や環境学習、保全啓発活動などに現在も活用しています。今のところ、新たに希少野生動植物のパンフレットを村独自で作成する

計画はありませんが、令和4年8月に奄美大島世界自然遺産センターが開設され、世界自然遺産登録地5市町村の拠点となり運用されるので、本島内共有の取り組みの中で検討していければと考えています。

次に、2点目の体験観光多目的施設の進捗状況はとのご質問ですが、施設建設については、建設場所の変更や活用の見直し等、時間を要し、繰越事業となったことへのご理解をいただき感謝申し上げます。令和2年度、数回にわたり施設検討委員会を開催し、宇検村の観光拠点となる施設の機能の在り方や役割について協議を重ねてまいりました。今年度6月、県道からの出入り口取付道路工事を着工し11月には完成予定となっています。施設本体については、今年度8月詳細設計が完成し、先日施工業者が決定し仮契約を締結しています。今回の議会で上程した工事請負契約についての議案の議決後、本契約を締結し、施設本体の建設が着工され、年明け2月中の完成を見込んでいます。

次に、3点目の観光客が多くなると思われるが今後の受け入れ体制はとのご質問ですが、先に答弁した体験観光多目的施設は、ビジターセンター拠点として、観光情報の発信やインバウンド対応、体験プログラムの幹旋等を担う施設を目指しています。観光客の受け入れ体制の構築と共に、宇検村観光の産業化を図ることも目的としています。観光者も地元住民も観光や環境保全への意識の醸成を図り、持続的な観光資源の利用へ促せるよう、宇検村らしい観光スタイルで宇検村ファンを獲得できればと考えています。

次に、4点目の観光客の増加に伴い、海・山の遭難事故に対しての行政の対策はどうやって行くのかとのご質問ですが、奄美観光の目的の大部分は海、山などの自然に触れ体験することにあると思います。当然、初めて訪れる人が大部分で、不注意や無謀な行動が遭難につながる心配がございますので、看板などで地元情報を発信するなど対応を急ぐ必要があると考えています。実際、先日は屋鈍海岸で行方不明者を捜索する事態が発生しました。幸い命に別状なく発見されましたが、村としては今後の同様な事態に対処するため、8月20日に、役場、分駐所、消防団、警察署、海上保安署、漁協、区長代表等関係者で集まり、行方不明に至った経緯と捜索のあり方について協議を行いました。結果、捜索にあたっては、関係機関の情報の一元化と捜索指示の内容の共有、そして捜索隊の安全確保が重要であることを改めて確認しました。今後も、発生が予想されるため「宇検村行方不明者の捜索活動実施要綱」を定め、捜索本部と活動体制の確立を図ってまいります。そして捜索活動での2次災害を防ぐため、極力消防団他関係機関のみで活動を行います。今後は遭難事故を未然に防ぐ努力と、捜索隊の安全確保に力をいれ、根気強く冷静に対応していかなければならないと考えています。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○1番（倉本富夫君）

現在、チップ工場の跡地のほうについてなんですけど、現在使用しているのは晶納開発さんと森林組合さんで、二つあるんですけど、借りている業者さんが最近、最近というか、3月以降ですね、

原木を置き始めた時点から、あまり業者の方を見かけたことがないんですよ。現在、ちゃんと業者の方たちが来て仕事をしているのかというのをちょっと聞きたいと思います。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

お答えします。あの工場跡地は原木の置き場となっておりまして、原木を置くだけですが、ほかにも、山にも置いておりますので、山の中で作業をされていると思います。それとあと森林組合さんのほうも、今まで原材料としていました原木がなかったもんですから、営業していなかった状態が続いていましたが、今後からまた枕崎にマキとして、枕崎の鯉節業者さんのほうにマキとして出荷する予定になっております。

○1番（倉本富夫君）

借りている業者のほうに対してなんですけど、宇検村として貸しているのです、地料ですか、土地の代金は、前三富興業がやっていたときには払っていたと思うんですけど、今の畠納開発さんからいただいているんですかね。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

畠納さんのほうからは、月額が3万円として年額36万円ですが、3年間は免除するということで企画書を書いて、ただで貸している状態になっております。

○1番（倉本富夫君）

宇検村の木を切って、宇検村の土地を今ただで、ただでというか、免除してもらって、ずっと3月から今9月なんですけど、ずっと置きっぱなしにしていって、鹿児島に送るという話は聞いていたんですけど、そういう動きが全然なかったんで、宇検村のほうからはその業者のほうに対して何か苦情じゃないけど、ちゃんと動いてくださいというのを提案したりはしましたか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

今回が初めて原木を出荷するということで、畠納開発さんのほうもトレーラーを買ったり、また資金面でも借りて運営する状況になったもんですから、今までずっと伸びてまして、10月の頭くらいから出荷が始まっていくという情報をもらっております。

○1番（倉本富夫君）

出荷するのは全然、すごいいいことだと思います。トレーラーの台数ですけど、今のところ1台なんですかね。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

トレーラーの台数ですが、現在、借りた資金の中からやりくりして、当初は3台で運搬して、最終的にはトレーラー台車を4台にしたいという報告を受けております。

○1番（倉本富夫君）

一つのトレーラーで、大体どれぐらいの量を運べるんですか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

原木としては30 tを積んでこちらから搬出します。向こうから持って来るバークになりますが、

半分の15 tになるということです。

○1番（倉本富夫君）

今ある原木の量がどれくらいか、ちょっと分からないんですけど、今ある原木は去年の4月ぐらいから運び込まれているやつがあるのかな。それを今積んでいるやつ全部吐き出す、吐き出すというか、空にするというか、するのには、どれぐらいの時間がかかりそうなんですかね。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

現在、チップ工場においている原木の量として、約ですが1,000 t、1,000立米になります。どれくらい出荷になるか、まだやっていないので、分かりません。

○1番（倉本富夫君）

1,000 tか、という結構量が多いと思うので、早めにあそこをまたきれいにしてというか、片づけながら、新しい木材も山に置いているということなんで、業者さんのほうに早めをお願いして出してもらえたかなと思います。

今後、3年間免除と言われたんですけど、今後もずっとこれを、一応宇検村の山を伐ってもらって、ずっと運営して、運営を続けていくのかをお聞きしたいです。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

宇検村にとっても山の伐採とか、いい事業になってくると思いますので、畠納さんにもずっと続けていけるように努力してくださいとお願いはしております。

○1番（倉本富夫君）

あとバークが15 t、1回でトレーラー1台で15 t持って来るという話だったんですけど、15 tといったら1カ月もないぐらいだと思うんです、堆肥センターで使う量としては。今後、3台から4台でバークが入って来るというのは分かったんですけど、それがどれぐらいのペースでというのを、まだ決まってないんですよね。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

まだ実際決まっておられません。それで、このバークと鹿児島から持って来るバークと、今入荷している瀬戸内のほうからも木くずのほうと併用しながらやっていくつもりであります。

○1番（倉本富夫君）

瀬戸内の木くずも持って来るバークも混ぜて、一緒に堆肥を作成していくということなんですけど、自分、元職場なんですけど、あまり木くずのほうの堆肥、牛舎に持って行ったときの評判があまり良くなかったんですよ。それまた、バークのほうを多めに入れてもらうというか、バークのほうを多めに使って堆肥を作るということを、一応、役場と公社としては考えているんですかね。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

私の方もそのバークに関してどういうブレンドの方法がいいというのがはっきり分かりません。ですので、今まで経験された議員の意見とか、また工場長の意見を聞きながら、良い堆肥を排出していきたいと思っております。

○1番（倉本富夫君）

あと隣の森林組合なんですけど、一昨年ぐらいに新しい機械を、材木を切る機械、機械かな、わく機械を買っていると思うんです、一昨年、その前だったかな。それで、そういう木材とかには加工しない、しないというか、する予定とかはないんですか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

組合の聞き取り調査によりますと、今後もマキの資材ですけど、あと林道とかに使う腰板になりますが、そういう公共資材も作っていく予定になっております。

○1番（倉本富夫君）

森林組合のほうも最近、マキばかり、自分がいるときはマキしか作っていなかったりしたので、できるだけいい木を調達して、宇検村の山から調達してもらって、いい木材というか、資材を出してもらえるようにしてもらいたいと思います。

次なんですけど、世界遺産観光等についてなんですけど、まず1番のパンフレットのほうです。今後、独自で作成する計画がないということなんですけど、来年の8月の自然遺産センターが開設されるということがあるんですけど、これは5市町村でやっていって、そういうパンフレットとかも作るんですかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

奄美市の住用町のほうに建設、もう始まっていると思うんですけれども、遺産センターが令和4年の8月にオープンします。その運営も含め、職員の派遣であつたりとかも奄美大島の5市町村で運営することに、環境省を中心にですね、経費と人員の派遣ということで計画されています。その中の今からの運用の細かいことに関しては、パンフレットを作るのか、フリーペーパーにするのか、そういう詳細については、まだ決定はしていないんですけれども、世界自然遺産という部分の中核を担う施設になっていくと思います。

○1番（倉本富夫君）

宇検村は湯湾岳という大事なものを持っているんですけど、その湯湾岳周辺で見られる植物等とかが、結構多様にあると思うんですよ。そちらのほうも宇検村がプッシュしてでも、そういう希少な植物等がいっぱいあるんで、載せてもらいたいなという思いがあるんですけど、どうでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

今、干拓のほうに観光拠点となる多目的観光施設を予定しているんですけれども、そちらが観光拠点となっている宇検村の観光客のまず入口、案内所として機能をしていきたいと思います。その中で、湯湾岳に行く方々に、こういう動植物がいるという、そういうちょっとした案内であつたりとか、ルールの説明であつたりとか、そういう機能も取り入れる予定にはしております。

○1番（倉本富夫君）

その多目的観光施設でパンフレットじゃなくても、口頭でも何でも、そういう希少な植物と

かいうのも、動物とかもいるんで、そちら、ちょっとやっぱり取ったらいけないものとかも、結構やっぱりあると思うんで、そっちやっぱり話してもらって、観光客の方に分かりやすく、どういう植物というのも分かってもらいたいという思いがあるので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、体験観光多目的施設の進捗状況はという質問のことなんですけど、運営する団体とか、そういうのが決まっていたら教えていただきたいなと思います。

○企画観光課長（辰島月美君）

そういう施設は運営が一番大切なところだと思います。今、入札とか、いろんな方法があるんですけども、この件に関してはプロポーザル方式、そこを運営する方々がどういうふうにやっていきたい、提案型入札というのがあるんですけども、企画を出したりとか、企画書を出したり、その運営の方法、10年スパンでこういうふうな施設運用をしていきたいという、そういう提案型を取り入れて、よりその施設を実のある運営をしてくださる業者さんであったり、会社であったりとかを選択する方法を、今検討しております。

○1番（倉本富夫君）

まだ決まってないということですかね。そういう何とか方式が実に、今話を聞いてとてもいいやり方だなと思います。ほかにテナントみたいなのは設けるんですかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

それを含めてプロポーザル方式で請負ったその会社の方のよりよい運用というのにも提案をいただきながら検討していきたいと思います。建設の完成予定が2月なんですけれども、プロポーザル方式で業者を早々と選定をして、一緒になって最終の中の利活用を、より活用のしやすい方法というのは、指定管理を受けるその業者さんと一緒になって最終の確認ができる体制が取れればと思っています。

○1番（倉本富夫君）

今9月です。来年の2月に完成予定、もう何カ月かしかなかった。いろいろやっぱり中身のことを決めないと、そういう会社のほうもてんやわんやしてやると思うんですよ。だから、なるべく早めにこういうことは決めて、しっかりと目的というか、しっかりと運営できるようにしてもらいたいと思います。そのテナントのほうについても、結構今、宇検村内でいろんなお店、食べ物屋さんだったり、お土産屋さんだったりとかいうのをしていると思うんですよ。そういうところを入れていってもいいのかなと、自分的には思うんですけど、そういう考えは、もうその運営の会社の権限でそういうことを決めるんですかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

大体その施設のコンセプトであったり、目的であったり、それはこちらの企画観光課、宇検村のほうでしっかりと固めたうえでプロポーザルで指定業者を選定するという方式です。今あるうけん市場の機能も、そのまんまその施設のほうに取り入れますので、いろんなお店の方が作っているデザートであったりとか、そういうのはもちろん今と同じような取扱いで運営していく予定にはし

ております。

○1番（倉本富夫君）

宇検村内のお店、結構今、デザートとか作っている方々も、個人でもいいばいいると思うので、そういう方を優先的に、優先的にというか、ちゃんとアピールして個人の、村内の上げれるように、所得を上げれるようにお願いしたいと思います。

あと観光多目的施設というから、観光多目的に合った、何かイベントとか、そういうのを計画とか、そういうのをしていく予定なんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

設計の中には、その施設にステージを兼ねるスペースもございます。そこを拠点として村民と観光客が交流できるイベントであったりとか、販売の物産展であったりとか、そういうのが開かれる可能性はすごい大きいと思います。

○1番（倉本富夫君）

その施設内でやるのもなんですけど、ほかに観光の案内もしてくれるところがあるんですよね。その何だろう、ガイドさんですか、ガイドさんは今、村内に1名いるというのを聞いているんですけど、今からまた増える予定とかあるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

これは大島で、大島全体で研修を受けて登録ガイドという形の方のことをおっしゃっていると思うんですけども、そうでなくても湯湾岳の植物を案内したり、海に案内したり、いろんな人材の方がいらっしゃいます。そういう方々ももちろんガイドの一人として今から活躍できるかと思えます。その新しい拠点施設ができたなら、いろんなコースを作って、そういう方々に結び、案内ができる、結んでいくという形でガイド関係の方々の今からのまた人材が増えるということも念頭に置きながら、機能していければと思っています。

○1番（倉本富夫君）

そうですね、ぜひそっちのガイドのほう、ガイドというか、いろいろな観光を案内される方を、いろいろ宇検村内でも発掘してもらって、いろいろとここで体験できるような、宇検村で体験して、宇検村を好きになってもらうようにしてもらいたいと思います。

あとそうですね、多目的施設の中でルール、山に行ったりとか、ここは入っちゃいけない場所とか、海に行ったら、ここはちょっと危ないから海に入らないでくださいというのを、そういうのはその観光施設でも何だろう、啓発じゃないけど、してもらえる、そういうパンフレットを作ってやってもらえるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

先ほど5市町村での遺産センターのほうもそうですけれども、この宇検村のほうで建設するところも、もちろんそういう機能を入れていく予定にしています。ルールであったりとか、そういう注意喚起という部分をお知らせることによってまた保全とか、環境の保全であったりとか、その価値の

発見であつたりとか、そういうところも同じように、村民と同じように観光客の方も宇検村のことについて、一緒に保全に取り込めるような、そういう観光客の質の向上にも機能していけばいいなと思います。

○1番（倉本富夫君）

最近、山も海も行くんですけど、道端とかにごみが結構落ちているんですよ。そういうのもやっぱり観光客とは言わないですし、村民とも言わないんですけど、やっぱりそういうごみとかも落ちているということは、やっぱり誰かが捨てているということなんで、看板とか、そういうので道路わきとか、ごみはあまり捨てないようという注意とかも、宇検村で看板、立て看板を作ってごみを捨てないようにしましょうとか、そういうのもちょっと考えてもらえないかなと思います。

あと最後になるんですけど、観光客の増加に従い、海・山の遭難事故に対しての対策ということなんですけど、8月20日に役場と関係各所と話していると思うんですよ。これに対して大体今回ちょっと早めに見つかったからあれですけど、大体何日ぐらいとか、そういう、見つからなかったら、大体何日ぐらいとかいう目標というか期間、設けているんですか。

○総務課長（原田俊昭君）

この行方不明、8月3日ですね、行方不明者が出まして、搜索したあと20日に話し合いを持ったんですが、その時に出了た、今言われた搜索の期間ですが、やはり72時間ですか、3日ですね、3日というのが、やはり3日間は搜索したほうが生存率もありますから、3日間搜索したほうがという話し合いが持たれました。

○1番（倉本富夫君）

3日間、それで見つかればいいですけど、もし見つからなかったら、遺族か何かと協議して、警察のほうになるのかな、それは、搜索をしていくような形になるんですかね。

○総務課長（原田俊昭君）

今回の件は災害によらない行方不明者の搜索ということで、この流れで言いますと、まず警察署のほうに搜索願が出ます。その際、その話をしながらですね、この搜索活動の経費だったり、いろんなことを話し合います。その中で、やはり大体今言った3日間という話もすると思います。その後ですね、3日間搜索した後は、また、おっしゃったように搜索願を出された方と、その搜索をした関係機関ですね、話し合っただけのことになるだろうと思います。

○1番（倉本富夫君）

あと、宇検村に来られて、山とか海とかに、知らないところに無断で入るということはあまりないと思うんですけど、観光施設ができるので、そこで何だろう、ちょっとアンケートみたいなのを書いて、何か、小型のGPSみたいなのを貸し出ししてみたいなのは、ちょっとできたらいいなと思うんですよ。宇検村に来たら、小型のGPS、ちょっと持たされるけど、遭難しても見つけやすくなったみたいな感じのやつとか、そういう突拍子もないような案ですけど、できないかなと思ってですね。

○総務課長（原田俊昭君）

今の議員がおっしゃった件ですけど、実際、いろんなこうしたらいいな、ああしたらいいなではないけど、話し合ったりしたときにですね、実際、そういった意見も出ました。そういった今の時代だから、そういったGPS機能を持ったのがあるんじゃないかとかですね、あったら希望者にですね、貸して、また回収とかですね、そういった意見も、意見というか、話も出ました。実際、そういったのが運用されているとか分かりませんが、やはり今言われたように考え付くことで、いろんな我々が考え付くことは、いろいろ検討していかなければいけないことの一つだと思います。

○1番（倉本富夫君）

今回、屋鈍の事故、行方不明者が出たときにですね、レンタルされている方、防弾チョッキじゃないや、ライフジャケット、ライフジャケットを貸し出ししている方とかも多分おられると思うんですよ。そういう貸し出しするものにちっちゃいGPSを、小型のGPSを付けて貸し出ししたらいいんじゃないかというのを、ちょっと個人の方をお願いというか、したほうがいいんじゃないかという提案も僕はしたんですけど、もしそういうのが、そういう貸し出し業者さんとかに対して、補助とか、そういうのを出せないのかなと思って、ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務課長（原田俊昭君）

今話をしているそのGPS機能の付いたものがあるかどうか、まだちょっとはっきりしていない状態で、実際、携帯電話とか持っていればですね、そのGPS機能を使って、大概のところはですね、カバーできると思います。ですが海とかなりますと、携帯電話を持ち歩くわけにもいきませんので、やはりそれなりの機材になるかとは思いますが、今、話している中でですね、そういった機材があるかどうか、まだはっきり検討をしていく一つということで、今判断していますので、そういったのがあって、また運用しているところがあったらですね、やっぱり今後、こういう宇検村とかなりますと、人口も少ないですから、そういう行方不明者が出た場合、搜索する人数も少ないです、やっぱりそういった判断の基準になるものがあればですね、ぜひ活用していきたいと思います。補助とかなるとですね、またその時点でと言いますか、今後ということになると思います。

○1番（倉本富夫君）

今後の課題でちょっとお願いしたいなと思います。

最後になんですけど、何だったっけ、ちょっと忘れたので、

○議長（杉浦治俊君）

焦らずに思い出してください。

○1番（倉本富夫君）

いいですか。何が言いたいか忘れた。すみません、思い出せない。すみません、また次回に質問させてもらいます。以上で終わります。

○議長（杉浦治俊君）

これで、1番、倉本富夫君の質問を終わります。

暫時休憩します。開会は2時10分とします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、肥後充浩君。

○5番（肥後充浩君）

場内の皆様、こんにちは。通告に従いまして一般質問を行いたいと思いますが、その前に一言所見を申し上げたいと思います。本日、ちょっとのどの調子が悪くて、うまくしゃべれない部分、聞き苦しいところがあると思いますけど、ご了承ください。

昨年の8月の選挙におきまして、無投票という形ではありましたが、当選させていただきましてありがとうございました。議員という立場になり、早1年が過ぎましたが、議員としての活動はまだまだ十分とは言えませんが、これからも村民の方々の多くの声を聞き、議員として自覚をもって精一杯頑張っていくつもりでございます。今後とも村民の皆様の期待に沿えるよう努めてまいりたいと思います。更なるご支援や叱咤激励をお願いいたします。

また、新型コロナウイルスの感染が治まりませんが、奄美大島群島においても感染者の増大が続いておりますが、幸いにして宇検村においては感染者が1人もいない現在です。これも日ごろから村民の皆様の感染予防に対する意識の高さだと思います。まだ通常の生活に戻る日は見えていませんが、これからも不要不急の外出などを自粛されまして、健康で過ごされますようお願いいたします。

また、ご存知とは思いますが、7月には奄美・沖縄の念願でありました世界自然遺産の登録が決定されました。この登録を絶好の誘致機会と捉え、改めて宇検村ならではの取り組みも考えていかなければならないと思います。それには、村民の皆様多くの方々の協力をぜひお願いしたいと思っています。

それでは、一般質問に移りたいと思います。

まず、新型コロナウイルス予防接種についてですが、本村において5月からワクチンの予防接種が行われていますが、現在までに2回目の接種を受けた人の人数を教えてください。また、村民全体の割合にしてどれぐらいなのか、お答えください。

次に、12歳以上の学生や生徒の接種については、通知や接種は何人が対象で、何人が2回目の接種を終えたのか、状況を教えてください。

また、村の計画では7月に高齢者への接種完了と6月議会で言っていましたが、それを完了したの

か。また、12歳以上の接種予定者への接種完了はいつぐらいを予定しているのか。また、その接種は何%ぐらいで村の接種完了と考えているのか。

また、もし仮にコロナウイルスの陽性者が出た場合の対応は、どのような手順で対応するのかお答えください。

他市町村で、知らずに濃厚接触者とかかわったときなど、感染が心配であり、そのためにPCR検査を受けたいと思う人が、本村で受けることができるのか。本村においてPCR検査を受けたかたがもしいるなら、何人いるのか教えてください。

新型コロナウイルスが発生してから2年目になりますが、こんなに長く自粛や緊急事態宣言が続くとは思いませんでした。都会において第5波が収束しない中、本村出身の学生さんたちはアルバイトもできず、生活に苦しんでいると思います。村においては、ふるさと学生応援便が出されているようですが、物品ではなく、他の町村においても実施しているところもあると聞いておりますが、村独自の支援金はできないのかお答えください。

次に、世界自然遺産登録の観光についてですが、7月に登録が決定してから2カ月ですが、登録後の観光客の増減は把握しているのか教えてください。

コロナや世界自然遺産等が同時に押し寄せている中において、宿泊業者などの経営状況はどうなっているのか。

また改めてお聞きしたいと思いますが、村道の湯湾岳展望台や大和村への道路の一部改良計画はできないかお答えください。

マスコミ等において、ロードキル問題が取り上げられておりますが、本村においての件数等が把握されていたら教えてください。そしてその場所もお答え願います。

多目的交流館は2月完成と聞いているが、その進捗はどうなっているのか。世界自然遺産の登録も決定し、その中に観光総合窓口を設けると答弁しているが、その開設はいつ頃からかお聞きいたします。

次に、水産振興についてですが、崎原地区において、モズクの養殖が行われているが、その養殖の成果は村として把握しているのか教えてください。そのモズクを村のふるさと納税の返礼品や特産品としての利用促進の考えはないかお聞きいたします。

新型コロナウイルスにより営業自粛が続いておりますが、村内の水産業者の販売額の増減は把握されているか。また、経営状況を把握しているのか教えてください。

あとは通告席にて再質問したいと思います。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの肥後充浩君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

肥後議員のご質問にお答えします。通告に沿ってお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス予防ワクチン接種についての1点目、現在までに2回目の接種を受けた

人数・割合を教えてくださいとのご質問ですが、8月末時点における接種人数は1,208人で接種割合は、79.6%となっています。

次に、2点目の12歳以上(学生・生徒)の接種については、どのようになったのかとのご質問ですが、6月11日までに12歳の誕生日を迎えている児童生徒に関しては、同日に接種券を発送しています。発送後に12歳の誕生日を迎えた児童についても、随時接種券を発送しており、接種を希望する児童生徒については接種をしています。

次に、3点目の村の計画としていつぐらいを持って、2回目接種終了と考えているかとのご質問ですが、今月20日に集団接種を計画しています。20日に1回目の接種を行った方については、来月16日に2回目の接種を行いますので、来月16日が接種終了となります。

次に、4点目の陽性者が出た場合の対応はどのような計画か。また、PCR検査を本村で受けることはできるのか。受けた人がいる場合人数はとのご質問ですが、コロナ感染者が確認された場合は、県が所管する保健所に連絡が入り、その感染者が陰性になるまでは主に保健所が対応します。そして、陰性となれば、自宅などで元の生活に戻りますが、陰性になった後も体調不良等で日常生活に支障が発生するケースもあり、その相談や生活支援に対応する体制を整えています。

また、PCR検査についてですが、診療所においては検体を採取し、検査機関で検査を行います。人数についてですが、11件となっています。

次に、5点目の都会にいる学生さんたちは、コロナウイルス等でアルバイト等ができないと思うが、その支援はできないかとのご質問ですが、都会へ進学されている学生にとって、収束の見えないコロナ感染症蔓延の影響は多大なものであると推察しています。屋外活動の抑制や自宅学習、コミュニケーションの取れない状況での孤独感など、心身の健康への懸念は計り知れないものと思います。12月議会でも同様のご質問をいただき、方針について答弁しましたが、宇検村では令和3年度から「宇検村ふるさと学生応援便」として、親元を離れ、宇検村外で生活する学生に対し、特産品等を送付する事業を展開しています。コロナ感染症蔓延の影響を受ける学生をどのような形で支援していくか、一時金支給の案もありましたが、継続的に学生を応援し続ける手段を模索検討し、決定いたしました。保護者や学生からも大変喜ばれ、故郷宇検村からの応援を伝えることで、少しでも学生生活の糧の一助となれればと考えています。今後も宇検村と学生の絆をしっかりと繋いでいく所存です。

次に、世界遺産登録後の観光についての1点目、登録後の観光客の増減は把握できているのか。宿泊事業者等の経営状況はとのご質問ですが、世界自然遺産登録が決定した7月26日からの観光客の増減は把握できておりませんが、年度別の大島本島への入込客数や、村内宿泊客の月別延べ人数は数値で把握しています。また、タエン浜海水浴場の海開き期間中は、監視員の記録で利用者数やレンタカー数のデータが取れています。

宿泊事業者等の経営状況は宿泊客の増減から推察すると、減収していると判断しています。

次に、2点目の村道の湯湾岳展望台、また、大和村への道路の一部改良計画はできないかとのご質

問ですが、村道湯湾大榎線から湯湾岳展望台までの区間については、令和2年度に舗装修繕及び景観整備を実施しています。湯湾大榎線の道路の一部改良については、1車線区間は改良する予定でしたが、平成28年度から29年度に実施した湯湾大榎線の環境調査を経て、平成30年度に学識経験者からなる検討会の結果、大和村との境界から1km区間は、希少な動植物が存在し、山からの排水整備や安全対策は良いが、道路の改良については好ましくないとのことであったため、社会資本整備交付金事業では、視距不良区間、あん路区間のみの部分改良を行っております。今後は、改良整備でなく舗装修繕事業で対応していきたいと考えています。

次に、3点目のロードキル問題がマスコミ等において言われているが、本村内においてその件数等を教えて下さいとのご質問ですが、環境省によると、アマミノクロウサギの交通事故件数は、2020年には島内で50件と過去最多で、うち宇検村は5件と報告を受けております。また今年も昨年と同じペースで確認されていることから、アマミノクロウサギ等の希少種の交通事故死を減少させるための取り組みの強化について、環境省奄美野生生物保護センターを中心に引き続き検討を行ってまいります。

次に、4点目の多目的交流館は2月完成と聞いているが、その進捗は。また、観光総合窓口の開設はいつからかとのご質問ですが、先ほどの答弁と重複しますが、先日本体工事の施工業者が決定し仮契約を締結しています。今回の議会で上程した工事請負契約についての議案の議決後、本契約を締結し、施設本体の建設が着工されます。原材料不足や建築材の高騰等、コロナ禍の影響も懸念されますが、現在のところ2月中の完成を見込んでおり、施設の落成後、年度内には施設のビジターセンター拠点として観光総合窓口を開設し運用していく予定です。

次に、水産振興についての1点目、本年度崎原地区においてモズク養殖が行われたが、その成果は村として把握しているかとのご質問ですが、今年度より本格的に出荷ができるようになり、水揚げは15 t程度であります。主な出荷先として山口県の仲卸業者に8割程度出荷しており、宇検市場へは400kg程度、残り2割は浜売りとなっています。出荷作業には地元の方々も作業員として雇っており、作業期間2週間で、延べ雇用者は140人となり、地元雇用も生み出し地元経済の活性化になっています。また、来年度は地元へのお荷割合を今年の3倍まで増やす見込みとのことであり、地元根付いた産業となっていくことを期待しています。

次に、2点目の村の特産品として利用促進はできないかとのご質問ですが、今年度のみの出荷データしかないため、安定的な供給が可能なのか判断が難しいが、来年度のふるさと納税返礼品としての活用を生産者と協議していきたいと考えています。

次に、3点目の新型コロナウイルスにより、村内の水産業者の販売額の増減は、また、経営状況はどうなっているのかとのご質問ですが、うけん市場水産部門の売上げに関しては、例年並みをキープしています。しかし、養殖業に関しては、市場等の不活性化に伴う市場価格の低迷、利用客減少に伴う航空便の減少が影響し、売上げは3・4割程度落ち込んでいます。村としても、臨時交付金を活用し、村内事業者への臨時支援金を行う予定です。また、事業者支援金について、国・県の給付

金事業もありますので、そちらの活用についても促していきたいと考えています。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○5番（肥後充浩君）

まずは、接種は1,208人で接種割合は79.6%とお答えいただきましたけれども、隣りの大和村においては84.7%で一応村内での接種は終わり、与論の場合は12歳以上ですけれども69.3%という数字で一応終了という形を取っております。ですので、本村にとってどれぐらいをめどとして終了という形を打ち出すのか。もし、そういう終了という形を打ち出した場合に、受けたいと方はどうやって受ける受け皿を作るのか。その辺をちょっと教えてください。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えいたします。宇検村の7月末の人口が1,681名となっております。その中の12歳以上の接種対象者といたしましては1,517名であります。そのうちの接種率が1,208名となっております。8月末で1,208名の79.6%となっております。今月の20日にまた65名ほどの接種者がおりますので、1回目接種の85%に近くになるのかなと考えております。まだ1回打った接種者でも2回目を接種できないという方もおられますので、1回目と同じ数字は出てきませんが、85%弱になるかと考えております。また、今後接種したいという、接種を検討している方が来ましたら、相談等ありましたら、近くの奄美市、または瀬戸内町のワクチン接種センターのほうを勧めていきたいと考えております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

その辺をはっきりしておかないと、村民に対しては、村民もどこに、誰に聞いていいのか分からないし、そういったことをやはり広報紙なり、そういったのでしっかりと、今後はここでは宇検村では打てませんと。その次打てる会場はここです、ここですということを知らせることが一番の住民サービスだと思いますので、ぜひその辺はしっかりと住民に周知できるようなことをしてほしいと思います。

それと、希望者で接種会場への、行くことができなかった方、困難者、そこに行く、打ちたいんだけども行けないという、そういった方々の把握はしてないですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。実際、会場まで行く車がないとかいう方もおられました。その方に関しましては、うちのほうでタクシーを予約いたしまして送迎をしております。また、どうしてもそのタクシーとかの手配ができなかったときには、職員が車を出して送迎をしております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。ありがとうございます。それぐらいやはりしっかりとやってもらおうと、村民も安心して行政のほうにいろんなことを相談できると思います。

次に、12歳以上の対象者なんですけれども、やはりこれから年を明けますと受験シーズンになります。そういったことを勘案しますと、やはり12歳以上の子供たちが何名対象者が宇検村はいたか。そしてその方々のうち何名が2回目の接種、または1回目の接種が終わっているのか、その辺をお答えください。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。国からの最初の要領では16歳以上となっております。それが12歳となりまして、12歳から15歳の計算をしております。村内で対象者が41名となっております。その中で、1回目接種した方が17人の41.5%、その中の2回目接種が15人の36.6%の児童生徒が接種しております。また、誕生日を迎えられてない方もおられますので、誕生日が来たと同時に接種券を発送して接種を進めていきたいと考えております。

○5番（肥後充浩君）

今、41名ということで来たんですけれども、一応41名のうちの14名しか、結局終わってないということですね、2回目までは。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。8月末時点で15名となっております。

○5番（肥後充浩君）

これは強制ではないですので、何とも言えないと思うんですけども、やはり意向調査みたいなのは役場のほうからは入れてないですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

意向調査はしておりませんが、保護者との話をいたしまして、受けるか受けないかは保護者との相談のほうにしております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

そのときにですね、やはりもう宇検村では一応締め切りますよというようなことを話さないと、いつまでも宇検村で受けられると思って、もうちょっと待とうか考えている方もいると思うんですよ。ですので、8月末時点でこのパーセントですと、半分も満たないので、私はどうかなと思っていますんですけども、そこに対してはやはり再度、そういったのを認識させるためにも、父母の方に、父兄の方々にもう一度打診なり、いろんなそういった情報を提供的なことをする予定はないですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。これから誕生日を迎える方、小学生の6年生になりますが、その方に発送するときに、宇検村ではもうできないので、ほかに市町村になりますというのを一緒につけて送るようにしております。

○5番（肥後充浩君）

急に振りますけれども、教育長、その辺は教育長の見解としては、学校側からか、学校側にそう

いう働きかけ等的なのは、一応する予定はないですか。

○教育長（村野巳代治君）

41名中2回終了したのは15名、確かに聞くと少ない感じはしますけれども、これはまた反面、一面から見ますと受けたか受けないかで、学校等でですね、いろいろ子供たちの間で、何か、いわゆるよく言われている差別とかですね、そういったこと等もあってはいけないことですので、今、所管課の保健福祉課でそういう対応をしている以上は、今教育委員会から改めてまた受けましょうとか、そういうことを現時点では考えておりません。以上です。

○5番（肥後充浩君）

確かに今、世間でも騒がれていますように、いじめとか、打たないのはいじめとか、そういったふうになるのは分かります。しかし、今後、今10歳以下の子供たちも罹っている感染率が多くなってきましたので、その辺もやはり念頭に入れながら、村全体でやはり学校関係も生徒の人数、そして体調、そういったのがよく分かるのが学校現場だと思いますので、その辺もやはり勘案しながら、今後、これから先を見たら、そういったことも必要になってくるんじゃないかと思っていますので、強制ではありませんから、私も強制ではありません。ですので、いろいろと考えてもらって、今後の学校運営の糧にしてもらえばいいかなと思ってですけど、その辺はまた、多分これから検証が出て来て、12歳以下という形も出てくると思います。ですので、やはりそのときに、やはりさっとできるような体制づくりと、そして話すだけはただで、行動にさえ移さなければ、いろんな案といろんなルート、そしてマニュアルを作ることによって、もしなったときの迅速な対応ができると思いますので、その辺をまた保健福祉課と学校との連携を取りながら行ってほしいと思います。その辺をもう一度お答え願いませんか。

○教育長（村野巳代治君）

今、議員からありましたとおりですね、今後の様子等を見ながら、ワクチン接種についてはですね、子供たちに対してのワクチン接種については、特に文科省ルートでも現在のところまでは、勧めましょうとか、接種を勧めましょうとか、そのほかのことはいろいろ下りてきているんですが、ワクチン接種の勧めについては、現時点、さっきも申したとおり、ないので、ただこれから先のことについては、はっきりどうこうというのは見えないわけで、その状況を注視しながら子供たちへの接種を教育委員会としても促すときが来るのかどうか、ちょっとそれも分かりませんが、様子をよく見て対応してまいりたいと思います。以上です。

○5番（肥後充浩君）

ぜひ、もしそういった場合、事態が起こったらすぐ迅速に、宇検村が一番率先してできるような体制づくりだけは議論をお願いしたいと思います。

次に、国において、先ほどの議員からもありましたけれども、3回目の接種の可能性があるということが今、マスコミ等でもいろいろ言われているんですけれども、その3回目がもし本当に実施になるとしたら、それもまた想定して、保健福祉課内で議論をしておいてほしいと思います。というの

は、実際に今回は小規模の接種が5月から始まったんですけども、結局、集団で始めたのが8月、7月の末ですかね、からしか始まってませんので、それからちゃんとした、こうやったら集団接種ができるんだということが、確定していますので、3回目のときな1カ月もかからずにみんな打ち終われるような、そして年寄りからも、自分だけが何で後から打つのかとかいう、そういう苦情とか、そういったのがないような形のスケジュール、そしてそのマニュアルづくりをぜひしとってほしいんですけども、その辺はどうですかね。

○保健福祉課長（保枝力人君）

ありがとうございます。今回の第1回2回の接種を行いまして、集団接種のやり方等を保健福祉課の皆さん、ノウハウできたと思います。この経験を生かしまして、もし3回目の接種があるときには、敏速に接種ができるような体制を整えていきたいと思っております。また、マニュアルにつきましても課内で話し合いながら作りたいと考えております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

ぜひ迅速に、奄美大島で一番宇検村は早かったと言われるような対応ができるように、ぜひ準備をお願いしたいと思います。多分、3回目は絶対来ると思っております。いろんな検証で抗体が50%以下になるのが3カ月経ったらそれぐらいになったとか、いろいろ米盛病院とか、その辺の医者の検証の例もありますので、多分、抗体の数が少なくなっていけば、やはり3回目が必要だという話が出てくるはずですので、その辺はやっぱり先を見て、行動をお願いしたいと思います。

次に、PCR検査なんですけれども、ここでは検査機関で検査を行いますと書いてあるんですけど、検体検査は採取する。これはどこでその検査をするんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。診療所で唾液を採取しまして、パソラボーンのほうが収集いたしまして検査を行っている聞いております。

○5番（肥後充浩君）

それは時間的には何日ぐらいかかるんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。その日の検体の数によると思いますけど、2・3日かかる聞いております。

○5番（肥後充浩君）

というのは、我々も名瀬に買い物に行ったり、お茶を飲んだり、いろいろするんですけども、そのときに濃厚接触者と、我々が濃厚接触者と私対話した場合に、結果的にこの濃厚接触者から自分は濃厚接触者だったということが分かった。そうすると私はやはり心配なんですよね、ならないかどうかというのは。それを早く知りたいわけですから、ここの診療所でそういったことがとってもらえるのか。でなければ、名瀬の診療所とか、県病院とか、そういったところで検査を受けなければいけないのか。ただしそれも有料なのか、無料なのか、その辺がはっきり分らないと、特にお子さんを持っている父兄の方々は、その濃厚接触者と自分が接触したんだということだけ

で、本当に不安になると思うんです、子供たちに移さないか。ですので、その辺をやはりここでも抗体検査がすぐすぐ、そういった濃厚接触者等の接触、心配な方の検査ができるような体制づくりはできないかということで、ここは質問したんですけれども、その辺はできないんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。ただいまの濃厚接触者になるんですけど、定義が幾つかありまして、その感染者と同居している方とか、適切な防護服を着けずに感染者の医療行為を行ったものとか、いろいろ濃厚接触者の定義があります。それが自分が感染したから、かもしれないから、濃厚者と接触したので検査を受けたいという方に関しては補助はありません。検査機関、保健所からあなたは濃厚接触者となりましたので、検査を受けてくださいという方に関しては助成金はあるんですけど、自分が心配だからということに関しては、補助金とか助成金はありません。以上です。

○5番（肥後充浩君）

それはあくまでも濃厚接触者としては保健所から連絡が来て、ちゃんと検査を受けてくださいということで検査を受けることができるんですけども、ただし、その濃厚接触者じゃない人がこちらで受けるような、金を払ってでもいいから自分は陽性じゃなくて陰性ということを証明したいんだっていう方がいたら、そういったことをこっちでも検査ができるような体制を取ってほしいと思います。というのは、やはりここからは、年寄りの方も名瀬まで行って、わざわざこの検査を受けないといけませんから、あくまでも保健所としては濃厚接触者に対しては、その検査をしないとすることは出すんですけど、濃厚接触者の接触者としては、権限というか、それを与えないもんですから、その辺はやはり村として、これだけゼロが続いていますから、もし自分が一番最初になるんじゃないかという、思っている方もたくさんいると思いますので、その辺はそういったことをできないか、PCR検査の検体検査をするのに、どれだけものが必要なのかというのは、ちょっと私も分からないんですけども、その辺はそういったのを準備すれば、これからすぐすぐはおさまらないと思いますので、そういったのも必要じゃないかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。すみません、こちらの診療所で陰性陽性を判断できるかというのは、ちょっと確認していませんので、確認したいと思います。それと検査料になりますが、1回のPCR検査で1万9,500円かかると聞いております。

○5番（肥後充浩君）

ぜひ、やはり目に見えないものですから、どうしても心配になるのは当たり前で、濃厚接触者と本当に接触した場合に、その濃厚接触者が陽性になった途端に、その人は濃厚接触者になるわけですから。だから、本当にその辺は線引きというのはなかなか難しいところと思うんですけれども、ぜひこっちでも、名瀬まで行かなくてもこっちでも検査ができるような、抗体検査とか、検査の種類が三つぐらいあって、簡単な方法もありますので、その辺もやはり、簡単なキットでもできるよ

うなもの、こっちのほうでも準備しとってもらえたら、大変助かると思うんですけども、その辺はどうですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。ただいまPCR検査に関しましては、金額も1万9,500円と高額になりますが、高原検査のこちらのほうでできます、それに関しましては7,490円と大分安くなりますので、そちらのキットも診療所にそろえてありますので、いつでも検査ができると聞いております。

○5番（肥後充浩君）

それを村単独で線引きをしたとして、濃厚接触者と接触した人までは、こっちでその抗体検査が受けられるとか、そういった線引きをしてもらおうと、簡単にこっちで検査を、簡単な簡易検査ができると思うんですけども、私はそれをぜひこっちでもやってほしいなと思っているんですよ。でないと、濃厚接触者が完全に陽性になるまでは、その方は受ける権利みたいなものがないわけですから、保健所からの連絡が来ない限りは。ですので、それじゃなくて、濃厚接触者と接触した方までは、ここで抗体検査が受けられるような、それも村として補助でできるような、そういった形はできないかということなんです。どうですか。

○村長（元山公知君）

議員のおっしゃることはよく分かりますけれども、やはり自分で濃厚接触者と接触したから、大丈夫かなとか言ってする方もたくさんはいない気がするんですよ。自分で私はもうなるかもしれないという、だから、保健所からも連絡が来るときには、誰も分からないですよ、本人しか分からなくて、本人からもし、そういう情報があつた場合には、我々もケアをしたいんですけど、ケアをするその方が、もう陽性になっているとかいうのもあって、あまりほかの方に分からないようにしてください、本当、すごい難しい状況で、今、議員がおっしゃる線引きをして、例えば、自分は濃厚接触者と接触したのでしてくださいと言ったら、じゃあ、その濃厚接触者は誰かというのも聞かないと、その線引きというのは難しくなってくると思うんですね。そこが今度、また例えば、その方がじゃあ、その濃厚接触者の方に名前を言っていいたと言ったら、駄目だと言ったら、この補助には該当しないとか、だからちょっと、結構難しいハードルがありますので、でもやはりそのような提案というのは、我々の中で協議する必要がありますので、また庁内でしっかり協議をして、また検討していきたいと思っています。

○5番（肥後充浩君）

ありがとうございます。ぜひ安心して、やっぱり宇検村から離れなくてよくて、検査が受けられるような体制づくりを、ぜひお願いしたいと思います。

それと、もし仮に陽性者が出た場合に、どういった対応を取るつもりですか。救急車で運ぶということはできないと思いますので、村としてどういうふうなマニュアルづくりをしてるのか。陽性者になった人はどこに連絡して自分を搬送してもらえるのか、その辺は村としてどういうふうなマニュアルづくりしているんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。まず、陽性者という検査機関から検査結果が出て、保健所に連絡が入って、保健所からその方に連絡がいくことになっています。保健所からその方に指示がありますので、行動をするように、何と言うんですけ、運転できる方だったら自分でとかいう形になると思うんですけど。

○5番（肥後充浩君）

そこなんですよ、その車に乗って自分が運転している場合、その車は誰が消毒するのか。ほかの人にまた感染してしまう。だから、そうじゃなくて、救急車だったら名瀬から呼んで、その救急車に搬送してもらおうとか、名瀬の救急車とか、そういったマニュアルづくりをしておかないと、じゃあ、もう私は車は運転できないから、じゃあ、もう誰も迎えに、もし、陽性者ですから、誰も迎えに行けないわけですから、だからその辺はしっかりと、どういう対応でどういうふうにして搬送、県病院だったら県病院、名瀬のその宿泊施設だったら宿泊施設、そこへどうやって運ぶのかというのがね、シミュレーション作っておかないと、今後もし本当に陽性者が出たときに、じゃ、お前が行って来い、お前が行って来いということには、役場職員でもならんだろうし、その辺はしっかりとやはり、一度救急車で運んでしまうと、その救急車は消毒が終わるまで使えませんが、そういったことをぜひマニュアルづくりしてほしいなと思っているんですけど、その辺はどうですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

やっぱり議員さんがおっしゃるとおり、マニュアルづくりは大切なものだと思います。救急車で運ぶとかいうのも宇検の分駐所とも相談しながらですね、マニュアルづくりをしたいと考えております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

ぜひお願いします。それと、やはり先ほどの学生の支援金なんですけども、物品も確かに喜ばれると思うんですけれども、何回もじゃないですので、ぜひ支援金という形で3万円でも5万円でもいいんじゃないですか。このふるさと便の該当する生徒は何名ぐらいいるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

当初予算を計上したときは44名としてカウントして予算を計上しています。実際今、申し込みがあって発送しているのが20数件という実績になっています。

○5番（肥後充浩君）

ふるさと便は毎年続けてもいいと思うんですけれども、この支援金はやはり1回きり、多分多くても2回だろうと思うんですよ、1年に1回でいいんじゃないかと思うんですよね。それは毎年するわけじゃないですので、ぜひやっぱり奨学資金なども借りて、みんな頑張っている子供たちがいますので、その子供たちにやはり少しでも恩恵を、宇検村からの恩恵をさせてはどうかということで、私は支援金という形を持ち出しているんですけれども、それをもう一度、再度検討されて、まだコロ

ナは続きますので、ぜひ来年度でも予算化されて来年の4月に出せるような形は、ちょっとその辺、村長、検討できませんか。

○村長（元山公知君）

我々もこのふるさと応援便、学生応援便をするまでに、やはりいろいろ協議した中で、一時金、先ほど答弁にもありましたけれども、一時金の案もありました。ですけど、やはり我々宇検村として、学生をやっぱりこう、ずっと継続的に学生とつながりを持って、また学生からのいろんな宇検村に対する地域活性での意見等、またいろいろな意見等案があればですね、そういうのをまたほしいというつながりを持ちながら進めていきたいということで、このふるさと学生の応援便を物品にしました。それでまた今議員が、やはり一時金のほうがどうしても必要じゃないかという、また意見でしたら、また我々もまた再度、庁内で検討して、結果どうなるか分かりませんが、しっかりとまた検討していきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

ぜひお願いしたいと思います。物品に関しては、やはり好き嫌い等がありますので、現金支給支援金だと米も買えるし、カップヌードル等も買えて、生活のそのままの糧になっていく部分も多いかと思いますので、ぜひその辺はお願いしたいと思います。

それと、観光問題ですけれども、世界自然遺産に登録されましたので、せっかく、今後の観光客の動向を知るためにも、通行量調査とか、役場村自体で、村外からどれだけの観光客が入って来るのか、それと動向、人の線、動き、そういったのを知るためにも、交通量調査とか、そういったのをされて、今後の観光資源の基にするとか、そういった考え方はないでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

カメラなどを設置するという部分では、観光客の把握ではなく、防犯的な部分で県道の入口、宇検村に入ってくる入口につけるという話は上がったことがあります。観光客のこれからの動向については、やはり観光拠点を中心にいろいろ今から検討していかないといけない部分があるので、こういうふうな仕組みで観光客を把握しますということは、今はっきりとしたお答えはできませんけれども、きちんとまたルールづくりも含めて計画をしていきたいと思っています。

○5番（肥後充浩君）

ぜひお願いしたいと思います。年に1回でもいい、年に1回取ることによって、3年5年かけたらすばらしい宇検村への入込客並びに観光客の動向、その観光客を宇検村に留めるためには、どういった施策がまた必要なのか、宇検方面に多く行っているのか、名柄方面に多く行っているのか、屋敷に行っているのか、その辺の把握、じゃ、そこに行くのにはやはりその魅力はどんなものかということなど、いろいろ掘り下げていくと、やはり基準になるのは、その交通量だと思いますので、ぜひ検討されて、それを進めてください。お願いいたします。

それと、村の特産品としてモズクですけれども、来年は3倍まで増やすということで、面積もそうやって増やしていくようですので、それで、そこに対する加工場を設置できないかということでお

願いたいんです、その計画はないですか。

○村長（元山公知君）

やはりこのモズクはですね、地域から本当に盛り上がっての事業として、大変感謝申していますし、先日現場を見させていただいたときには、あの活気のすごさに、何かもう感動したものでした。それでやはり、皆さんの熱意もありますし、ですからやはり加工場に関しての話も庁内で協議しております。それがどのような形になるのかというのが、まだ分からないんですけれども、それはまた地域の方々や生産者の方々ですね、を中心に、また地域の方々のご意見も聴きながら、前向きに検討していきたいなと思っております。

○5番（肥後充浩君）

私がこの9月に質問したのも、予算的にはまだ来年度の新年度予算は4月ですので、3月議会までには十分間に合います。それと補助金を探す場合も、大体11月ぐらいまでに奄振事業とか、そういったのは頭出しすれば大体つく部分が多いですので、予算面にしても今の時期だと次のステップに向かって動けますので、ぜひその辺は早めに動いて、生産者やけうち水産という名前がついていますので、その中で彼らとぜひ内容を検討して、どんなのがほしいのか、そしてどんなものを造ったらその生産に利用ができるのかということ、ただ箱物をぽんと造って、はい、あんたたち、これしなさいと言っても、いや、これはここが使えない、ここが使える、これはだめだということになりかねませんので、ぜひその辺は一緒になって考えてほしいと思います。そして、そこには今、平田のほうでもニンニクの生産とか、そういったのもやっていますから、そのニンニクの保管所としても使えるなという話もいろいろ出てますので、あの辺の今の時代に産業を持て来いと言っても、都会から宇検村に対して、こんな産業を自分なんかはそこに産業起こしをしましょうとか企業はなかなか来ないと思います。ここに書いてあるとおり、先ほどの答えのとおり、140人ぐらいの雇用というのは大きいので、それをぜひ宇検村の一つの産業として、モズクはいろんなレパートリーがあるみたいで、乾燥モズク、それから味噌汁にしたり、てんぷらにしたり、生、いろんな使い方があります。ぜひその辺も勘察しながら、農林水産物に関しては今、村は本当に力を入れてもらって、いろんなところで補助が出ています。先ほど言ったタンカンの生産組合のパッケージ入りの袋、箱とか、そういったのもやはり水産のほうとも連携そのまま同じので宇検村から出てくるというのを、一つのPRものにもなると思いますので、それにはまた補助金も出ていますから、ぜひ来年の3月の当初予算には、その箱物の予算が計上されて、4月5月、来年のこれは5月から約2カ月間ぐらいは、もう収穫時期でばたばたしますけれども、それ以降は一応、種を取ったりする時間になりますから、それが終わった後にすぐ着工できるような形で、来年の種の仕込みとか、いろいろそういったのから使えるような施設を、ぜひ、今とは言いませんけれども、来年の3月の予算で4月からはできるような形はできないか、村長、どうですか。

○村長（元山公知君）

先ほども答弁したんですけれども、本当に必要な水産業のまた新たな、宇検村にとってすごい明る

い話題であり、伸ばしていかなければいけない事業だと思っていますので、肥後議員もおっしゃるように、今とはなかなか約束はちょっとできないんですけれども、しっかりと検討して、例えば、どういうふうなものを造るとかいう中で、例えば協議した中では、港の漁港ですね、漁港の上にどのようなものが造れるかとか、いろいろまた話は出しているんですけれども、なかなか補助金等、ものもいろいろ関係してきますので、そこは来年とは約束はできませんけれども、前向きにしっかり検討していきたいと思っております。

○5番（肥後充浩君）

それは、多分あそこは野積場になっていますので、用途変更申請でそれを野積場から外せばいいわけですから、その申請には2カ月ぐらいで申請はできると思います。ですので、ぜひ、ある程度時間的に余裕を持って、来年度にやはりものができるような形をお願いしたいと思います。

もう一つ、向こうの農協倉庫の片方が何か壊れているみたいでということ、情報を聞いていますか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

片方が壊れているということを何も聞いておりません。

○5番（肥後充浩君）

私もこの前聞きまして、右か左かは分からないんですけども、故障しているそうです。ですので、温度がそこまで下がらない。そこまで下がらなくても、使用はできるかもしれませんが、もし片方が完全に壊れたときに、もう一方が壊れていたら使えませんので、その辺は早急にまたチェックを入れて、修繕なり何なり、やはりあるものは利用しないとただの箱になりますから、そうじゃなくて、やはり冷蔵庫は冷蔵庫として、冷凍庫として使えるような形をぜひ取ってほしいので、その辺はもう一回、点検をお願いしたいですけど、どうですか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

お答えします。モズク組合員のほうには、冷凍の保存ということで、農協にある冷凍冷蔵庫はお貸ししたことがあります。その後はまた使うという業者さんとか、そういう個人の方もいらっしゃるなかったので、両方とも電気代のむだということで電気は切っている状態です。以上です。

○5番（肥後充浩君）

確かに電気代のむだなんですけれども、今年使っていますから、来年も絶対使います。借ります、多分、そのモズク組合が。そうすると、タンカンの生産の方々も、あそこを何度か利用したという話も聞いています。ですので、やはりあるんだったら直して、スイッチを入れたり切ったりするのが一番悪いということを、機械にとっては一番悪いということを知っているんですけれども、その辺も私が電気屋じゃありませんので、はっきりとそこは言えないんですけれども、一番、冷房とか、そういったのもスイッチを入れたり切ったりするのに、一番電力の消費がかかる、継続している場合にはそうでもないということを聞かされたことがあるんですけれども、そういったこともありますので、その辺なども確かめて、そして、次、利用しようとして電源を切っていた

ら、次、電源を入れたときに、本当にそれが動いて、その機械が、冷蔵庫が冷蔵庫として使用できるのかというのがはっきり分かりませんので、そのときに壊れていたとなったら、もう修理しても、今度は使うのに間に合いませんから、今までずっと電気代、使用料を使わずに払っていましたので、ぜひまた直して、ある程度は使えるような形をしてほしいと思います。

やはり農業に関しても、イノ柵とか、イノシシの柵の補助とか、畑の周りにずっとイノシシ柵、防護柵をすとか、いろいろ補助をしてもらっています。本当に村には感謝しているんですけども、やはり水産のほうにも少しは目を向けてもらって、今後、村の運営上に少しでも生かして、補助金がもらえて、そしてみんなが生活が豊かに、少しでも村に金が落ちるような、そういう動き方を彼らはやっていますので、それをまた後押しできるような宇検村でお願いしたいと思います。

時間も来たようですので、私の質問はこれで終わりますけれども、先ほど言ったことをぜひよろしく願いして、私の質問を終わります。

○議長（杉浦治俊君）

これで、5番、肥後充浩君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了しました。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午後 3時10分

令和 3 年第 3 回宇検村議会定例会

第 2 日

令和 3 年 9 月 14 日

令和 3 年第 3 回宇検村議会定例会会議録
令和 3 年 9 月 14 日（火曜日）午前 9 時 3 0 分開議

1. 議事日程（第 2 号）

- 日程第 1 認定第 1号 令和2年度宇検村一般会計歳入歳出決算について
- 日程第 2 認定第 2号 令和2年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 3 認定第 3号 令和2年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 4 認定第 4号 令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 5 認定第 5号 令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 6 認定第 6号 令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 7 認定第 7号 令和2年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 8 認定第 8号 令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について
(以上8件一括上程・説明・委員会付託)
- 日程第 9 議案第 40号 奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例の制定について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 41号 宇検村振興育英基金の設置及び管理に関する条例の制定について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 46号 宇検村消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 49号 宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 50号 宇検村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 14 議案第 35号 令和3年度宇検村一般会計補正予算について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 15 議案第 36号 令和3年度宇検村国保事業特別会計補正予算について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 16 議案第 37号 令和3年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 17 議案第 38号 令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について
(説明・質疑・討論・採決)

- 日程第 18 議案第 39号 令和3年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 19 議案第 52号 工事請負契約について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 20 発議第 3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
(説明・質疑・討論・採決)

○散会の宣言

1. 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	倉 本 富 夫 君	2 番	壽 山 新太郎 君
4 番	海 原 隆 家 君	5 番	肥 後 充 浩 君
6 番	吉 永 常 明 君	7 番	喜 島 孝 行 君
8 番	杉 浦 治 俊 君		

1. 欠席議員

3 番 保 池 穂 好 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 松 井 学 君 書 記 楠 田 綾 香 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長	元 山 公 知 君	企画観光課長	辰 島 月 美 君
副 村 長	植 田 稔 君	教育委員会事務局長	松 元 五 月 君
教 育 長	村 野 巳代治 君	建 設 課 長	高 田 浩 志 君
総 務 課 長	原 田 俊 昭 君	住民税務課長	柳 百々代 君
保健福祉課長	保 枝 力 人 君	産業振興課長	栄 平四郎 君
会 計 課 長	小 松 洋 仁 君		

△ 開 会 午前9時30分

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 認定第1号 令和2年度宇検村一般会計歳入歳出決算について

△ 日程第2 認定第2号 令和2年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第3 認定第3号 令和2年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第4 認定第4号 令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第5 認定第5号 令和2年度宇検村農村集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第6 認定第6号 令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第7 認定第7号 令和2年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第8 認定第8号 令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、認定第1号、令和2年度宇検村一般会計歳入歳出決算についてから、日程第8、認定第8号、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出の決算についてまでの8件を一括議題とします。

本8件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

おはようございます。それでは認定第1号、令和2年度宇検村一般会計歳入歳出決算についてから、認定第8号、令和2年度、宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてまでのご説明をいたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度の宇検村一般会計・宇検村国保事業特別会計・宇検村国保施設事業特別会計・宇検村簡易水道事業特別会計・宇検村農業集落排水事業特別会計・宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計・宇検村介護保険事業特別会計・宇検村後期高齢者医療事業特別会計、それぞれの歳入歳出決算を監査委員の意見書を添えて議会の認定に付するものであります。

以上8件について、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明を終わりました。

お諮りします。

本8件については、全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

本8件については、全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員会の場所を議員控室と定めます。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時33分

再開 午前 9時34分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果をお知らせします。

委員長に肥後充浩君、副委員長に海原隆家君が決定しました。

以上、互選の結果をお知らせしました。

△ 日程第9 議案第40号 奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例の制定について

○議長（杉浦治俊君）

日程第9、議案第40号、奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第40号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第40号は、奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例の制定についてですが、世界自然遺産に登録されたことを記念し、その価値を広く国内外の人々に理解していただくとともに、適切な保全により確実に将来の世代へ伝えていくため所要の規定を整備するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○1番（倉本富夫君）

具体的な計画とかがあれば、教えていただきたいと思います。

○企画観光課長（辰島月美君）

奄美・沖縄世界自然遺産の日に関するということで、7月26日を記念日とすることで、それ以降の計画というのは奄美大島の世界遺産センターがマングローブパークに隣接するところに建設されますが、そこを中心に今から世界へ発信していく中のまた位置付けとして、年に1度、記念日という部分では、いろんなイベントなども開催されることが予想されます。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号、奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第40号、奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第41号 宇検村振興育英基金の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（杉浦治俊君）

日程第10、議案第41号、宇検村振興育英基金の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第41号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第41号は、宇検村振興育英基金の設置及び管理に関する条例の制定についてですが、宇検村振興育英財団を解散し、村の一般会計で運用していくため、所要の規定を整備するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号、宇検村振興育英基金の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第41号、宇検村振興育英基金の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第46号 宇検村消防団員の定員・任命・給与・服務等に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第11、議案第46号、宇検村消防団員の定員・任命・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第46号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第46号は、宇検村消防団員の定員・任命・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、消防団員の処遇等に関する検討会の消防長官通知を受け、団員が火災等職務に従事する場合の費用弁償を増額し、出動報酬として支給するため条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

これは、大島郡全体でもこういうふうにみんな増額になるんですかね。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。この消防長官通知というのがございますが、これによって来年の4月からは、この報酬の創設ということで、国によって新しい制度が始まります。それに向けて各市町村、準備を進めていくものと考えております。

○5番（肥後充浩君）

ということは、まだ確認はしていないんですけども、おそくなるだろうという予想ですか。

○総務課長（原田俊昭君）

国の方針で通知が出ておりますので、そのようになっていくものと認識しております。

○5番（肥後充浩君）

これは地方交付税の多分、対象だと思うんですけども、それを踏まえて、同一金額なんですか、各町村。その辺はやっぱりばらばらになると思うんですけども、その辺はどうですか。

○総務課長（原田俊昭君）

これについて、これまでは費用弁償として手当が支給されておりましたが、それは全国でばらばらでございました。ですが、そういった不都合をなくすために、報酬として全国一律8,000円となるものであります。

○5番（肥後充浩君）

多分罰則規定のない国の方針だと思いますので、宇検村だけが飛び抜けて報酬が高いとか、そういったのがあまりないような、やっぱり周りと均衡を取りたいような額のほうに、設定をまた今後ともお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号、宇検村消防団員の定員・任命・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第46号、宇検村消防団員の定員・任命・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第49号 宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第12、議案第49号、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第49号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第49号は、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてですが、新たに学校

給食のあり方検討委員長の報酬を追加するため条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第49号、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第50号 宇検村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第13、議案第50号、宇検村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第50号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第50号は、宇検村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてですが、診療所医師が施設の嘱託医として従事する手当を設けるため、条例の一部を改正するもので議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号、宇検村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第50号、宇検村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第35号 令和3年度宇検村一般会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第14、議案第35号、令和3年度宇検村一般会計補正予算についてを議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第35号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第35号は、令和3年度宇検村一般会計補正予算についてですが、規定の予算に5億2,416万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ37億4,730万9,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2番（壽山新太郎君）

まず初めにですね、18ページの商工費の補助金のどんと祭りの運営補助金、これマイナスの200万されております。戻っていただいて、13ページの33、新型コロナの創生臨時交付金ですか、そちらの中で委託料、花火打ち上げ業務委託料に200万振り替えされておりますが、こちらについての説明をお願いします。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

18ページの6款1項1目の商工総務費の中のどんと祭りが中止のため落としてあります。それとあと13ページの33目の委託料、煙火打ち上げ業務委託料なんですけど、これはコロナ禍の村民、島民、村民への慰労や自然遺産登録記念などを目的とした島内5市町村連携の花火大会を予定しております。新型コロナの感染状況から時期は定まっておりますが、状況を注視しながら万全の体制で進めていきたいと考えております。それで、委託料を200万計上してあります。

○2番（壽山新太郎君）

分かりました。すみません、もう1点なんですけど、先ほどの13ページ、33目の新型コロナの交付金事業なんですけど、その中の17節備品購入費の中なんですけど、一番下の電気自動車530万計上されておりますが、こちらは例のグリーンスローモビリティのやつではないんでしょうか、その説明をお願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

グリーンスローモビリティの導入は、前年度計上させていただいて、繰越事業ということでそちらのほうで購入をさせていただきます。納入につきましては、新型コロナの感染症の関係で7月末に導入予定でしたが、8月、9月、今のところ10月上旬に導入する予定になっています。この計上させていた電気自動車に関しましては、新しい観光拠点施設ができるんですけども、この電気自動車のあり方というのが、非常用の電源に利用できるという部分と、走る蓄電池というイメージからすれば、電源のない海であったり、山であったり、そういうイベントに活用できるという部分と、次世代の自動車普及に関する新たな政府の目標値という部分で、温室ガスの削減90%という、普通車に対しては掲げられているんですけども、そういうのを全て含めて脱炭素社会、そして世界自然

遺産登録になったこの地域、宇検村の遺産登録になった地域としての、その課題をクリアするための導入ということで、観光、防災、そしてグリーンスローモビリティの代替車としても利用できるように、幅広く発展的に活用できる目標を持って、導入を予定しております。

○2番（壽山新太郎君）

世界遺産登録の関係でですね、大変すばらしい取り組みだと思しますので、よろしくお願いします。

すみません、もう1点なんですけど、33目の同じく新型コロナのやつなんですけど、この17の備品購入費のスタンドアップパドルボードというのは、サップのことですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

今、奄美大島本島内でサイクルツーリズムとってeーバイクを活用したコース、モデルコースなどの模索が行われていますが、宇検村はそれに加えて目の前に焼内湾があるということで、サップを導入した新たな観光ルートというのを策定し、そこを案内する、昨日の話にも出ましたが、ガイドの育成という部分も含めて料金を設定して、宇検村の宇検村らしい持続可能な観光のルートという部分を、はい、模索していきたいと思います。それについての導入のサップということです。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（倉本富夫君）

12ページの総務費の5款の12節の業務委託料、公共施設劣化診断業務委託料とあるんですけど、これはどこの、場所はどこですかね。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。これは村内の公民館の9カ所になります。築年数35年以上の施設を9カ所、久志、生勝、芦検、湯湾、須古、部連、名柄、佐念、平田が築年数35年以上になりますので、そこを劣化度診断ということで行います。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

12ページの総務費の企画費、マングローブ再生支援金50万と上がっていますが、これはどこの事業団体に支援金を出すのか。それと、危険家屋撤去補助金50万と計上されていますけど、これは場所はどこなのか、教えてください。

○企画観光課長（辰島月美君）

まず、マングローブの再生支援金に関してですけれども、これは先日の報道で、新聞でも報道されました伊藤忠商事さんが宇検村のマングローブの植栽ということに賛同いたしまして、一緒に活動していく部分なんですけれども、この会社に与えられたカーボンゼロというのをクリアするためには、排出を抑えるだけ、温室効果ガスを抑えるだけでは、なかなかクリアできないということ

で、二酸化炭素の吸収という、植樹という部分を一緒に宇検村とやっていくということで、官民一緒になったという部分では、すごい新しい活動なんですけれども、それに関しての50万円は既に特別寄附金のほうで歳入を出させて、今回の補正で出させていただきます。そのいただいた補助金の50万円を、また補助金として、また活動の団体を別の枠で通帳管理をしていくという部分で、補助金のほうで歳出のほうで計上させていただきます。

それと同じ、その下の危険廃屋の解体撤去補助金なんですけれども、10月1日から危険廃屋の解体撤去の補助金の要綱を施行することに計画しております。それに基づいて、これは場所というのは、まず申請が出て来てからのことなんですけれども、今年はその申請が上がった中で、委員会の中でどれが一番早急に撤去すべきかという、その診断を行った後、今年度は1件対象として選定をしていきたいと思っています。

○5番（肥後充浩君）

まず、マングローブのその団体ですけれども、どういった団体を作って、その団体の長とか、そういうのがはっきりして、そこに通帳を作って、そこに入れているのか。それとも、どういった形でそこに支援を、支援するのはいいんですけれども、その支援の母体というのがはっきりされているのかどうか。やっぱりそれがない限りは、この金も生きてこないですから、その方たちの活動費として、多分50万円をやるわけですから、その見回りとか、その周りの防護柵を作ったりとか、だけどそれが、1回植えた後に、どこがそれをこうやって、ちゃんと管理していくのかというのができて初めてそこに補助金を流すと思うんですけれども、その辺ははっきりしているのかどうか。

それと、この家屋に対しては個人の家でもいいのか。あくまでも個人に対して、個人の家に対して出すんだったら、各集落もそういった廃屋的なものがたくさんありますから、多分この50万ではなかなか1軒の家の解体では、ちょっと難しいと思います。1軒の家で大体100万から200万と言われてしますので、解体費用が。だから、それはちょっと50万ではできないので、私の考えとしては、集落から出る分に関しては集落への補助金として、集落が責任を持って壊す。そうすると、その金は集落に払いますので、そういった形のほうだったら了解できるんですけども、個人がただ、じゃあ、自分の小屋もこれは台風で飛びそうだから壊してくれと申請したときに、それもするのか。だから、その辺はやはり個人に対しての村の補助というのは、ちょっと違うんじゃないかと思っていますので、個人がやっぱりそれは管理するべきです。だから、そういったら、やっぱり集落がちゃんと責任を持って、集落に金を落として、その集落が責任を持って解体をするというような形が、一番私はベターじゃないかとずっと思っていたので、その辺はちょっとこれ、考え方をまた改めて、50万では足りないし、各集落がボランティアを雇って、そして募って、そこで解体してもらうような、そしてそこから名瀬に廃材を持って行く、その費用として50万とかだったら話は分かるんですけど、1軒の個人の家が、自分の家が危ないから壊してくれというので補助金を出すというのは、ちょっと違うと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

まず、マングローブの再生事業の支援金についてです。これは団体を別に設けて活動するわけではなく、あくまでもこの行政側が中心となって、環境学習であったり、地域全体への呼びかけであったり、こういう活動に対しての啓発活動、そして講師を呼んでの勉強会であったりとか、柔軟に対応できるように、伊藤忠さんのその目的に沿った柔軟な支出ができるように、別会計を持ってそこで管理していくという部分で、第三者の団体に支援金として、活動費として出すお金ではないです。

2点目の空き家対策に関しては、要綱を作成しておりますが、50万円は上限が50万円ということで、2分の1の上限が50万円と設定で要綱を策定しています。ご質問のあった個人のおうちに対してというのも、そちらのほうも対象にしています。ですが、解体された後に負の財産が対価となる財産にならないように、3年間のいろいろな規制、土地の売買はできないとか、そういう形の規制はかけてはいるんですけれども、以前からこの廃屋に関しての補助がないか、何か進む方法はないかという、そういうご質問があった中で、1年間通してアンケートを取ったり、その持ち主の考えや、困りごとを集計した結果、まず1件、そういう処遇をまずはやってみて、いろんな不具合があるかもしれません、要綱を作ってきたとした決まりごとの中で、どういうふうにして廃屋の撤去が進んでいくかというのを、まずは始めてみないと、なかなか切り出せないなので、まず要綱を作成して、今年1件実行していこうということになっています。

○5番（肥後充浩君）

これがいつから施行されるかどうかというのは、多分、分かってないので、村民もたくさんの方が知らないかと思います。ですので、できるだけやはり、要綱というのは、ちゃんとしっかりと作って、やはり村が個人に対する補助というのは、なかなかできないということで、私もずっと認識していたんですけども、あくまでも個人の財産ですから、その財産を管理するのは、やはり個人。だけでも、どうしても都会にいる人なんかが、もう壊したいんだけどもということで、いろいろそういった話も聞きますけども、各集落、これはもう2件、3件は全部持っていると思います。ですので、金が割とかかかると思うんですけども、それに対して、また役場が縦列順位をつけるという形になっても、何かおかしいかなと思うんですけども、じゃあ、そのたくさんの方がきたら、どうやって、どこで線引きするのかといたら、なかなか個人というのは難しいと思いますので、もう一回要綱を考え直して、個人じゃなくて、やはり集落からあがってきて、集落の区長さん対応の公的なところに金を下ろすような、そういったほうが公平じゃないかと、聞こえ的にもいいと思いますが、その辺の検討をもう一回、できないかということをお願いしたいんですけど、どうですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

この危険廃屋の解体補助に関しましては、今のご意見とはまた別のご意見なども、議員さんなんかからずっといただいている記憶があります。何が進まなかったという部分では、なかなかその危険廃屋の持ち主がここにいないであったりとか、予算がかかるということで、今まで行政は個人の

財産は個人で責任を持って処分すべきだということで、ずっと答弁を続けてきましたけれども、なかなかこのままでは進まないということで、各集落では、集落が協力して解体をするので、その処分費用をもってもらえないかという、そういうお話もいただいた中で、いろいろ検討して、今回、2分の1補助で50万、もちろん集落で解体して、その処分費という部分の処分費の領収を持って来ていただいたら、そちらで判断をして、また補助金を捻出して支払うという形にはもってきています。何件かあったらどうする、順番を決めるのか、そういうわけにはいかないというお話だったんですけれども、順番を決めます。ある程度きちんとした基準を危険廃屋の判断基準表というのを策定していますので、基礎がどういうふうなのか、どれが一番、点数制でこちらの廃屋とこちらの廃屋はどちらが一番危険な状態なのかというのを、きちんと年間で1件、それから来年は、今回のその1件が思うように問題なく進むようでしたら、また来年は3件であつたりとか、きちんとした目標を持って計画を立てて進めていきたいと思っています。

○5番（肥後充浩君）

ぜひ村民から、やはり公平だと言われるようなマニュアルづくりをして、誰が見ても、これは壊さんばいかん家だというので納得ができるような方法でお願いしたいと思います。

次に、13ページの一番上のところで、防災会館の増築工事費が1,000万も増額になっていますけども、この理由は何か。

○建設課長（高田浩志君）

お答えいたします。当初、宇検防災会館につきましては、工事費を昨年2年、令和2年度の予算のほうで7,300万、工事を計上しておりました。この7,300万と言いますと、田検の防災会館が、当時7,800万ほどかかっております。当初、宇検の公民館の予定場所が、敷地面積がありまして、田検の防災会館よりも延べ床面積と建築面積が20平米ほど、建物の面積が少なくなっているんですけど、このコロナ禍による世界的なウッドショックを背景に、木材価格が徐々に上昇していたんですけども、6月頃から急激に上昇して、建築資材も波及して価格が上昇しております。県単価においても、材料種別にもよりますけども、約20%ほど上昇しております。また、工事費の算定にあたっては、県単価、県単価にないものについては見積り、物価版等で徴取をして設計をするんですけども、建築資材と人件費の高騰によって全体的に30%ほど上昇しております。田検の防災会館と宇検の防災会館、宇検のほう、設計のほうが大体あがって、金額が上がってきておりますけれども、直接工事費で大体630万ほど上昇しておりますので、その影響で、それから諸経費等を含めてこのような金額に上がったということでございます。以上です。

○5番（肥後充浩君）

木材が高騰しているということが、材料が高騰していることは私も聞いておりますので、多分そうじゃないかと思っていたんですけども。

それと、その33目の先ほどから話している自動車とか、eバイク、これの保管場所はどこにする予定ですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

e バイクとサップに関しましては、様々な提案があつて、コースを作る中で宿泊所に宿泊をされた方に利用してもらうために、それぞれの宿泊所に置くのか、もしくは観光拠点施設を中心に、そちらで貸し出しをするのか、もしくはガイド付きで利用していただく人たちのためにコースをもって利用していただくのかという、今、そういう検討に入っています。まだ施設も完成していないので、導入した後はタエン浜のところにサップ、そしてこちらの役場のほうにも、ちょっと保管しよかなという計画なんですけれども、これはあくまで臨時的に保管している場所で、施設が完成し、そしてまた観光ルートが完成したときに、一番利用しやすい方法で管理していきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

割と高額な品物ですので、ぜひその辺の管理はきっちりとして、やっぱり観光客にも楽しまれて、一度買ったものが割と長持ちできるような、そういう施設の管理方をお願いします。

それと、14ページの上の委託料の二酸化炭素排出委託料、これはどこにどんな形で、何を主に委託するのか、ちょっとその辺を教えてください。

○企画観光課長（辰島月美君）

これは歳入のほうでも同額で、国の補助金として996万3,000円を計上させていただいています。本当に脱炭素社会に向けてということで、宇検村の取り組みは去年から、主に去年からなんですけれども、その前に宇検村の地球温暖化防止実行計画ということで、宇検村内、役場の中を事業所と捉えてエコ活動というのは計画を立てて取り組んでいます。今回申し上げた電気自動車の導入であつたりとか、群島内で初めてなんですけれども、この電気自動車の充電スタンドというのを民間企業が宇検村に寄贈してくださるということで、新しい観光施設のところに10月にはもう建設が始まる予定になっています。そういうことを全て含めて、先ほどの伊藤忠さんのマングローブ林の再生事業に関してもなんですけれども、全体的に脱炭素社会ということで向かっていくという部分の、その大きな基となるのが、この今回の二酸化炭素排出抑制対策事業なんですけれども、去年、大島群島内で全体でこの事業を環境省から採択いたしまして、奄美市が予算を計上していたんですけれども、そこの委員会の中には奄美市、そして宇検村、大和村、龍郷町、この4市町村で取り組みをして地域資源などを検討しました。大島郡全体として動いていく中では、なかなか宇検村独自の計画を立てにくいということで、宇検村で今年、予算に手を挙げたところ、それが採択されたということで、これはもう確実に脱炭素社会に向けて再エネの導入であつたりとか、そういうのを具体的に宇検村として進めていく事業で、去年採択していただいたそちらの業者のほうに随意契約ということで委託を予定しております。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。ぜひこれから先、世界的にも二酸化炭素排出は抑制しなければいけないですし、大変な事業だとは思いますが、また宇検村に則した事業ができるような形の委託事業を、

ぜひこの委託の中でお願いしたいと思います。

それと、17ページの農地費の中で、14の鳥獣で、これは増額になっていますけれども、当初1,142mで1,000万だったと思うんですけども、予算計上されていますけれども、これは地区が増えたのか、それとも延長が増えたのか、その辺を教えてください。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

構築変更理由になりますが、当現場、芦検大浦川の河川護岸側にイノ防柵を延長として797m、管理用扉2カ所を設置する予定であったが、耕作者との立会の結果、護岸側には障害物が多く、護岸より2・3m離して畑側に設置するほうが望ましいとの結果であったことから、管理用の扉を100mに1カ所設置し、追加で8カ所になりますが、8カ所を設置し、耕作者等が草刈り、管理作業等が容易に行えるように追加しております。

○5番（肥後充浩君）

それと、さっきの今のところ、農地費の需用費で干拓の排水ポンプ修繕費、これは当初も上がっていたんじゃないかと思ったんですけども、その辺はどうですか。

○建設課長（高田浩志君）

この修繕料なんですけれども、以前、ポンプのほうを海岸保全施設といいまして、前の干拓須古に行く道がありますけれども、そこから上の農地のほうで、消防署側のほうに排水路があって、その排水路のほうはその上のほうで、相撲場がある上のほうで、ポンプで強制的に信号機のあるあそこのほうの河川のほうに放流しております。もう一つのほうが、須古川のほうに堤防があるんですけど、その下のほうに排水路があって、それを川内川のほうに排水をするポンプがあるんですけども、この事業の、この間、2年前に農業基盤のほうでポンプの一応オーバーホールから全てしているんですけども、そのポンプの稼働がですね、ちょっと今、ちょっと運転できない状態にあって、それを一度引き揚げないと、その修繕ができないんで、今回、その分だけを計上しております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

あと19ページの7・2・4村単整備の宇検集落道路の測量設計、それと圧送管の埋設工事、これはもう完成前の埋設工事なのか、奄美群島の。

それと教育委員会の名柄小の屋上防水修繕、これは金額が少ないんですけども、全面をするんじゃないかって一部なのか。そこをお答えください。

○建設課長（高田浩志君）

お答えします。まず、19ページの上のほうになります、村単道路整備事業で50万委託料を計上させていただいておりますが、宇検の防災会館のほうの、今回、建設されます、建設しますけれども、そのちょうど角、村道のその角のほうから宇検の上のほうに上がる道があります。土俵の間になりますけれども、その分が防災会館の間取りとして、その土俵と防災会館建設される間の道路からの出入口になる関係で、ちょうど今、その道路の横を側溝があるんですけども、蓋が側溝

内で治まっていなくて、段になって、人の出入りが、ちょっと今の状態ではできないということもあって、それと土俵との間の、土俵のその芝のところの段差もある関係で、それをその先の道路を200mほど先まで道路が延びていっているんですけども、排水も含めて、その道路の縦断、そして排水の勾配も含めて、流末も考慮して、先にそこを設計をして、とりあえず今年、まだ設計次第なんですけども、その完成に合わせて、防災会館の前の分だけは、ちょっと工事をしようかなということで、今回は測量設計だけを計上しております。以上です。

その下の奄美群島振興開発港湾事業費の今回400万計上させておりますが、これは今、須古の岸壁の護岸の整備をしておりますして、部連側のほうから岸壁の180mほどを修繕していきますけれども、来年、今年、年明けて3月までに大体半分まで工事が完了します。前回、今船は須古川のほうに係留をしておりますして、前回650万ほどで先に太平洋セメントの廃炉の配管を船が須古川に着く関係で114mほどで配管をしてつないでおりますけれども、この半分、今回3月までに工事が終わると、船を今度はできたところのほうに留めるということで、今度その、そこから廃炉までの区間を20mほど配管をしますので、それに係る費用として計上させていただいております。

教育委員会事務局長（松元五月君）

名柄小中学校の校舎屋上防水修繕ですが、一部分を予定しております。

○5番（肥後充浩君）

19ページの7号住宅管理定住促進新築住宅と書いてあるんですけど、これはどこの住宅ですか。

○建設課長（高田浩志君）

当初、この住宅管理費の補助金なんですけど、250万計上しておりますして、新築のほうで1戸、そして中古住宅購入で1戸、これが50万、改修補助が150万5戸分計上しておりました。今現在、新築1戸と、それから改修補助の5戸分は既に支払いを終わっております。そして、今現在、それと別に3件ほど申請が上がっておりますして、この分については、まだ今後審査会をして支払を決定する形になります。その中で、もう今回、それと今回はほかに、その改修補助の5戸分計上しておりますが、今建設中のそういう家屋が村内に何戸か見受けられるので、今回、金額をこの分、計上させていただいております。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（吉永常明君）

まず最初に、12ページ、29目、その防災会館なんですけど、先ほどからちょっと話がありましたけど、今回、屋鈍の公民館と防災会館の新築が上がっていますけど、これの大まかなスケジュール説明。

それと、先ほどちょっと質問がありましたけど、今回、宇検のほうで1,000万増で、当初、田検から同じで7,800万で上がって、材料の高騰で1,000万上げた。今回、屋鈍7,800万上げているんですけど、これは増築というか、材料が高騰しているんだったらその金額でいけるのかどうか、ちょっと

危惧しているですので聞いたんですけど、そこら辺はどうなんですかね。

それと、さっきの住宅のリフォームの件で、当初、リフォームの補助でこう上がって、今回また5件が上がっているんですけども、さっき課長の説明から、やっぱり申請が多いということなんですけど、それをちょっと村長にお伺いしたいんですけど、今、やっぱり村内の住宅、結構古い住宅が多くて、リフォームの改修が多いと思うんですよ。今年度から広報紙だとか、議会だよりなんかにはリフォームの補助金がありますよということを告知して、やっぱり、だったらそういうので利用しようということで結構上がっていると思うんですよ。今後、奄美市なんかの場合は、リフォームは上限を、今年度は何件までですとかやっているんですけど、本村においてはそれは上限関係なしに、申請があつたらずっと受け付けるのか、そこら辺をちょっと説明をお願いします。

○総務課長（原田俊昭君）

まず、屋鈍の防災会館のスケジュールなんですけど、今、ちょうど解体設計ですね、それが終わりました、解体設計して申請をして、もう解体していいですよということで、県のほうからきております。それで、その解体の分はきているんですけど、実際、本体を造るための予算ですね、その点がまだ内示が来ておりませんので、その内示が12月ぐらいになると予想しておりますが、そのとき内示が出たらですね、解体費と本体の設計を含めて、同時に進行していく計画であります。

あと、この工事費なんですけど、これも今回こう上げておりますが、資材高騰により今後どうなるかはまだ分かっておりません。

○村長（元山公知君）

先ほど議員の質問にお答えします。最近、いろいろ口コミでも広がったり、解体すればいいよとか、だんだん広がっているんですけど、我々もそのように住みよい環境を作っていくには、本当大変いいことでこれを始めたんですけども、やはり、今の現状を見ながら、またいろいろ我々の予算も見ながらですね、今、現状このようにどんどん増えていくにあたって、予算も関係してきますので、それに対してはしっかりとまた庁内で協議して、やはり先ほど議員がおっしゃったみたいに何件、今年は何件で終ります、また来年に申し込んでくださいとかですね、そういうのをまた方法を、予算とまた比べながら、考えていきたいと思っております。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（壽山新太郎君）

16ページの2目予防費の職員手当が300万円ほど時間外手当として計上されております。これは多分コロナ対応だと思いますが、その説明とですね、今度は何人分の説明なのかと、もう1点、最後に19ページ、7土木費の3款公営住宅火災復旧事業費570万なんですけど、これ、多分芦検の火災住宅の工事だと思いますが、これちょっと集落の方から結構聞かれるんですけど、今、着工していると思いますけど、完成日はいつ頃なのか教えてください。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。予防費の補正額の320万になりますが、時間外手当となっております。集団接種を
ですね、計9回行っておりますので、当初より大分増えております。人数にしましては、毎回30名程
度の職員を出しておりますので、その人数分になります。以上です。

○総務課長（原田俊昭君）

公営住宅の火災復旧事業の予定ですが、一応今、もう進めておりまして、一応工期の終了は12月
の中旬、12月17日だったと思いますが、そのように聞いております。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号、令和3年度宇検村一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第35号、令和3年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10号 議案第36号 令和3年度宇検村国保事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第10号、議案第36号、令和3年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第36号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第36号は、令和3年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に30万
3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億1,069万9,000円とするため、議会の議決を求め

るものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号、令和3年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第36号、令和3年度宇検村国保事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第37号 令和3年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第16、議案第37号、令和3年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第37号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第37号は、令和3年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に169万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7,110万1,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号、令和3年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第37号、令和3年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第38号 令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第17、議案第38号、令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第38号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第38号は、令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に150万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億3,266万7,000円とするため、議会の議決を求め

るものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

7ページの財産管理費の中で、委託料を120万組まれていますけれども、計画策定委託料、何の計画の策定なのか。それと委託業務先を教えてください。

○建設課長（高田浩志君）

お答えいたします。この委託料につきましては、令和6年度からこの会計システムが法適用化に移行します。それで令和5年度までにその公営企業の法適用化に向けて準備をしなければいけないんですけれども、現在、当初予算で計上した委託費におきまして、固定資産調査、整理、評価という項目を今、委託契約をしておりますけれども、次の順番として、次に法適用に伴う事務の手続を、ここの準備をしないといけない。それを当初は来年度する予定でありましたけれども、今年度から動きをしていないと、その5年度末までに間に合わないということで、今回この120万を計上させていただいております。これは固定資産調査をしている会社と随意契約とする予定にしております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号、令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第38号、令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第39号 令和3年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第18、議案第39号、令和3年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第39号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第39号は、令和3年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に71万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億8,315万7,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号、令和3年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第39号、令和3年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第52号 工事請負契約について

○議長（杉浦治俊君）

日程第19、議案第52号、工事請負契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第52号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第52号は、工事請負契約ですが、令和2年度観光拠点連携整備事業について、工事が指名競争入札の結果、奄美市名瀬長浜町19番15号、株式会社松元組、代表取締役、松元利道氏と契約するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（吉永常明君）

この事業は令和2年度の事業で、来年の3月までには必ず完成をしなければならないと思うんですけども、今から発注されて、今取付道路を造っていて、本来に来年の2月かまでに完成できるかなというふうに思っているんですけど、この建物自体は木造なのか、コンクリートなのか、ちょっとその説明をお願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

木造の造りとなっています。本契約を今回の議会で議決されたら本契約を結ぶんですけども、その中では今年度中に完成ということで工期を設けていきたいと思っています。

○6番（吉永常明君）

非常に工期的に厳しいと思うんですね。やはりせつかく造る建物なので、やっぱり完全に立派な建物を造るようお願いしたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

昨日からもいろいろ聞いていますけれども、面積と、それから建てる場所、聞く人によると駐車場の真ん中に、駐車場がなくなるがなという人もいるし、私たちもその建てる場所がはっきり聞い

てなかったものですから、答えるに答えられずに、いや、駐車場はなくならんだろうという話もしていますので、場所と、それと延べ面積、20m×30mぐらいのほうでいいんですけども、その辺をお教え願えますか。

○企画観光課長（辰島月美君）

床面積が132.49㎡ということで、40.07坪を予定しています。場所に関しましては、今既存の建物のゆいの館も有効活用ができるように、そちらにある多目的使用のおトイレも利用ができるように、隣接して建築する予定となっています。

○5番（肥後充浩君）

多分、工期的に本当に厳しいと思いますので、ぜひ早めに契約をして進めて、いい建物ができるようにお願いしたいと思います。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号、工事請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第52号、工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

○議長（杉浦治俊君）

日程第20、発議第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

についてを議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

○5番（肥後充浩君）

それでは、新型コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書提出の理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠であることから、意見書の可決は必要であると考えます。

以上、提案理由といたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

発議第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

は、原案のとおり可決されました。

本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午前10時50分

令和 3 年第 3 回宇検村議会定例会

第 3 日

令和 3 年 9 月 22 日

令和 3 年第 3 回宇検村議会定例会会議録
令和 3 年 9 月 22 日（水曜日）午前 9 時 3 0 分開議

1. 議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 認定第 1 号 令和2年度宇検村一般会計歳入歳出決算について
- 日程第 2 認定第 2 号 令和2年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 3 認定第 3 号 令和2年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 4 認定第 4 号 令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 5 認定第 5 号 令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 7 認定第 7 号 令和2年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 8 認定第 8 号 令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について
- （以上8件一括上程・委員長報告・討論・採決）
- 日程第 9 議案第42号 宇検村過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例について
- （説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 10 議案第43号 奄美群島振興開発特別措置法に基づく村税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- （説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 11 議案第44号 宇検村乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- （説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 12 議案第45号 宇検村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- （説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 13 議案第47号 宇検村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- （説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 14 議案第48号 宇検村税条例の一部を改正する条例について
- （説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 15 議案第51号 宇検村過疎地域持続的発展計画の策定について
- （説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 16 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- （説明・質疑・討論・採決）

○日程第 17 同意第2号 宇検村教育委員会委員の任命について

(説明・質疑・討論・採決)

○日程第 18 議員派遣の件について

○日程第 19 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○閉会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	倉 本 富 夫 君	2 番	壽 山 新太郎 君
4 番	海 原 隆 家 君	5 番	肥 後 充 浩 君
6 番	吉 永 常 明 君	7 番	喜 島 孝 行 君
8 番	杉 浦 治 俊 君		

1. 欠席議員

3 番 保 池 穂 好 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 松 井 学 君 書 記 楠 田 綾 香 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長	元 山 公 知 君	企画観光課長	辰 島 月 美 君
副 村 長	植 田 稔 君	教育委員会事務局長	松 元 五 月 君
教 育 長	村 野 巳代治 君	建 設 課 長	高 田 浩 志 君
総 務 課 長	原 田 俊 昭 君	住民税務課長	柳 百々代 君
保健福祉課長	保 枝 力 人 君	産業振興課長	栄 平四郎 君
会 計 課 長	小 松 洋 仁 君		

△ 開 会 午前9時30分

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 認定第1号 令和2年度宇検村一般会計歳入歳出決算について

△ 日程第2 認定第2号 令和2年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第3 認定第3号 令和2年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第4 認定第4号 令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第5 認定第5号 令和2年度宇検村農村集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第6 認定第6号 令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第7 認定第7号 令和2年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第8 認定第8号 令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、認定第1号、令和2年度宇検村一般会計歳入歳出決算についてから、日程第8、認定第8号、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてまでの8件を一括議題とします。

本8件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（肥後充浩君）

場内の皆さん、おはようございます。それでは、令和3年第3回定例会において、全員で構成する決算審査特別委員会に付託されました令和2年度宇検村一般会計歳入歳出決算及び7特別会計歳入歳出決算審査の結果を下記のとおり報告いたします。

審査の概要を申し上げます。

認定第1号宇検村一般会計歳入歳出決算から認定第8号後期高齢者医療事業特別会計の決算審査は9月15日、16日の2日間に渡り実施いたしました。

審査に当たっては、住民の税収を財源に住民生活や福祉向上のため、単年度にどれだけの行政効果・経済効果をもたらしたか、無駄を省き歳入・歳出が明確化されているか、又、全ての村民に公正、公平に行政運営が行われているかを、重点に審査をした結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと可決いたしました。

審査の詳細については、お配りしました報告書のとおりですが。

次に、一般会計についてですが、歳入決算総額38億70万4,000円で主な内訳は自主財源3億8,011万3,000円で10%、依存財源は34億2,059万1,000円で90%、繰越金は1億5,688万6,000円で4.1%となっております。

村税や各種使用料の滞納対策については、支払いのできる納税者には諸々の対策を庁内全体に取り組むべきだと考えます。

歳出決算総額は35億7,603万円で、内訳は義務的経費11億7,726万2,000円で前年度比1億1,959万5,000円の増、投資的経費11億5,192万円で前年度比3億1,782万円の増、その他の物件費、繰出金等は12億4,684万8,000円で前年度比1億7,824万8,000円の増で、本年度歳出総額は前年度比6億1,566万3,000円の増となっております。

依存財源頼みの行政運営ですが、今後も知恵を出し合いながら、村の経済活性化に努めるよう切望いたします。

次に、特別会計についてですが、7特別会計歳入決算総額11億7,181万9,000円で、前年度比23.8%の増、歳出決算総額11億5,834万9,000円で前年度比29.1%の増となっております。

7特別会計で、現年度の保険料・使用料の徴収を中心に行っているが、滞納額が高額となっており、今後全庁的な取り組みが必要と考えます。

本来、特別会計は独立採算が原則であるが、依然として一般会計からの繰入が多く、一般会計の財政を圧迫している状況は抜本的な対策が求められます。

次に、委員からの主な意見や質疑を申し上げます。

- ・住宅使用料徴収について、滞納繰越の分析を行い、不能欠損を行うことも重要であるが、不公平にならないよう滞納者対策を実施すべき。

- ・各種交付金事業について、事業の効果が発揮できるように事業執行については早急に実施すべき。

- ・海岸漂着物の流木を利用した堆肥の原料利用等、循環型の事業を計画してはどうか。
- ・湯湾岳登山道の利用について、ガイド付きの登山するように実施すべきではないか。
- ・国保事業の人間ドック助成について、積極的にPRすべき。
- ・国民健康保険基金について、今後の在り方について検討すべき。
- ・診療所でできる検査等について、村民に周知し診療所の利用促進につなげるべき。
- ・簡易水道について、悪質な滞納者については、給水の停止を実施すべき。
- ・滞納対策について、村税や使用料の滞納対策について情報を共有化し、全庁的に取り組むべき。

審査の結果といたしましては、本決算審査特別委員会に付託された令和2年度一般会計及び7特別会計決算は、賛成多数で可決いたしました。

新型コロナウイルスの影響により、村内の経済や住民活動に大きな影響が出ている中で、世界自然遺産登録を契機に、今後の様々な施策計画が地域の活性化に繋げるよう、実施されることを強く

望みます。

行政は常に全ての村民に公平公正でなければなりません。特に滞納金徴収に当たっては、条例や要綱に従い、しかるべき対策が取られるべきであり、「無駄を省き最少の経費で最大の効果」を念頭におき、議会、執行部自らが襟を正し、今後も村民のため、住民の生活や福祉向上のために職員一丸となって取り組む事を強く望みます。

最後に、執行部は本特別委員会の指摘と提言を真摯に受け止められて、職員一人一人が問題意識をもって財政の健全運営に努め、改善を行い、地域の活性化に取り組むことを強く要望して、令和2年度決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（杉浦治俊君）

ただいま委員長報告がありましたが、全員で構成する特別委員会で慎重に審査が尽くされておりますので、認定第1号から認定第8号までの委員長に対する質疑は省略したいと思います。

これから、認定第1号から認定第8号までの8件を一括して討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第1号、令和2年度宇検村一般会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

認定第1号、令和2年度宇検村一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第2、認定第2号、令和2年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

認定第2号、令和2年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定し

ました。

日程第3、認定第3号、令和2年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

認定第3号、令和2年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号、令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

認定第4号、令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

認定第5号、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号、令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものとの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

認定第6号、令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものとの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

認定第7号、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものとの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

認定第8号、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

△ 日程第9 議案第42号 宇検村過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第9、議案第42号、宇検村過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

おはようございます。議案第42号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第42号は、宇検村過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例についてですが、過疎地域自立促進特別措置法が法改正により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に改められるため条文を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号、宇検村過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第42号、宇検村過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第43号 奄美群島振興開発特別措置法に基づく村税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第10、議案第43号、奄美群島振興開発特別措置法に基づく村税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第43号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第43号は、奄美群島振興開発特別措置法に基づく村税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてですが、宇検村産業振興促進計画の内容変更に伴い改めるもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号、奄美群島振興開発特別措置法に基づく村税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第43号、奄美群島振興開発特別措置法に基づく村税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第44号 宇検村乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第11、議案第44号、宇検村乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題と

いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第44号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第44号は、宇検村乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例についてですが、助成対象年齢が18歳に引き上げになったため条文を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号、宇検村乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第44号、宇検村乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第45号 宇検村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第12、議案第45号、宇検村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第45号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第45号は、宇検村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてですが、控除対象配偶者が同一生計配偶者へ文言が変わったため条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号、宇検村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第45号、宇検村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第47号 宇検村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第13、議案第47号、宇検村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第47号について、提案流のご説明をいたします。

議案第47号は、宇検村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてですが、法改正により個人番号カード再発行手数料を地方公共団体システム機構が申請者から徴収することができることとされたため、第2条第1項第10号を削るもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号、宇検村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第47号、宇検村手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第48号 宇検村税条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第14、議案第48号、宇検村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第48号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第48号は、宇検村税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法の改正に伴い条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号、宇検村税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第48号、宇検村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第51号 宇検村過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（杉浦治俊君）

日程第15、議案第51号、宇検村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第51号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第51号は、宇検村過疎地域持続的発展計画の策定についてですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき計画を策定するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号、宇検村過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第51号、宇検村過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（杉浦治俊君）

日程第16、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

おはようございます。諮問第1号について、提案理由のご説明をいたします。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてですが、人権擁護委員として、宇検村大字阿室32番地の吉久征男氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りした意見のとおりと答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、意見書のとおり答申することに決定いたしました。

△日程第17 同意第2号 宇検村教育委員会委員の任命について同意を求めること

○議長（杉浦治俊君）

日程第17、同意第2号、宇検村教育委員会委員の任命について同意を求めることを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

同意第2号について、提案理由のご説明をいたします。

同意第2号は、宇検村教育委員会委員の任命についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、宇検村大字芦検505番地、前田和洋氏を教育委員に任命するに当たり、議会の同意を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第2号、宇検村教育委員会委員の任命について同意を求めることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

したがって、同意第2号、宇検村教育委員会委員の任命について同意を求める件については、同意することに決定いたしました。

△ 日程第18 議員派遣の件について

○議長（杉浦治俊君）

日程第18、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、本村議会議員を派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

お手元に配付のとおり、本村議会議員を派遣することに決定いたしました。

△ 日程第19 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（杉浦治俊君）

日程第19、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題といたします。

総務文教常任委員長及び建設経済常任委員長から所管事務調査のうち会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

それぞれの委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることをご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第20 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（杉浦治俊君）

日程第20、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしてあります本会議の会期日程と会議の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出どおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回宇検村議会定例会を閉会します。

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

閉会 午前10時07分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宇検村議会議長 杉 浦 治 俊

宇検村議会議員 海 原 隆 家

宇検村議会議員 肥 後 充 浩